

80年代におけるDDRのホモセクシュアル解放をめぐる 取り組みとその問題点

池谷 壽夫

目次

はじめに——本稿の課題

第1節 ホモセクシュアルの状況と当事者の運動

第2節 ホモセクシュアリティをめぐる研究者の態度

第3節 セクション「結婚と家族」とワークショップの取り組み

第4節 ワークショップにおけるホモセクシュアリティ論とその問題点

おわりに

キーワード：ホモセクシュアリティ，ゲイ，レズビアン，解放，社会的統合

はじめに——本稿の課題

本稿では、80年代にドイツ民主共和国（以下DDR）の社会や性科学・性教育に大きなインパクトを与えることになった、ホモセクシュアル解放をめぐるさまざまな取り組み（ホモセクシュアル当事者の運動やホモセクシュアリティ研究など）とそこで議論された論点を検討する。以下では、まず70年代から目に見えるようになってきたホモセクシュアル当事者たちの運動を概観し（第1節）、次に、ホモセクシュアル運動とホモセクシュアリティに対する研究者たちのリアクションを検討する（第2節）。つづく第3節と4節では、80年代に開催されたワークショップ「ホモセクシュアリティの心理・社会的局面」を取り上げ、そこで論じられた社会主義社会におけるホモセクシュアル解放論を検討し、そこにひそむ問題点を明らかにする。

第1節 ホモセクシュアルの状況と当事者の運動

1968年7月1日に、成人ホモセクシュアル間の性的行為を犯罪としていた刑法175条が廃棄されたものの、その代わりに151条が新設されて、14～18歳の同性の青少年との性的関係が処罰の対象とされた。しかし、これらの変更をきっかけにした議論は、DDR社会では起こらなかったし、そのうえ151条によって未成年に対するレズビアンとの関係もまた処罰可能なものとなるなど、ホモセクシュアリティをめぐる状況は改善されなかった。その直後の状況は以下のようであった。

この進歩的な立法にもかかわらず、DDRにおけるホモセクシュアルの生活は変わらなかった。東ドイツと西ドイツとで行動が違うのは奇妙である。西では厳格な刑法にもかかわらず、公共のより自由な生活、ホモセクシュアルの雑誌や飲食店および広く流布したホモセクシュアルの売春があるのに、ここ東にはほとんど公共では姿が見られないし、雑誌もクラブもない。ここではホモセクシュアルの売春もほとんどみられない。若い人はみな仕事を持ち、早くから十分に稼ぐ。青少年はここでは大々的に支援される。ホモセクシュアルな生活は、まったく沈黙のなかでそして私的な圏域で営まれている。何人かのホモセクシュアルは恥じることなく、結婚に似た関係を取り一緒に生活している。これは、あたかもこのスタイルが周囲やいくつかの当局によって倫理的形態として認められているかのような印象を引き起こすのに、しばしばめまぐるしい性交が非難される。《クイーン》は公共にはほとんど現われない。長期的なホモセクシュアルな関係は、ここではおそらく西ドイツにおいてよりもっとしげくあるであろう。だがひきこもる生活でしばしば孤独や重大な抑鬱がでてくる、というのを知り合いになることがかなり難しいからである。

DDRではホモセクシュアリティについてはほとんど語られないし書かれぬ。ホモセクシュアリティはここでは相変わらず、私的な圏域でのみ許容されるタブーである。ホモセクシュアルな映画、劇およびテレビ番組はないし、またほんとうのホモセクシュアルな小説もない。医学辞典には相変わらずこうある。《ホモセクシュアリティはなべて病気としては判定されないが、事情によっては悪徳(Laster)と判定される》。ホモセクシュアリティをブルジョア的な墮落と見くびろうとしさえもする。(Klimmer 1969: 275)

こうした状況下でも、ホモセクシュアル当事者たちは自助グループの形成に公然と乗り出していく。そのきっかけになったのが、1973年1月のMichael EggertとBRDのホモセクシュアル活動家との出会いであった。Eggertはベルリンの「Mocca-Bar」でBRDのFrank Ripplloh, Peter HedenströmおよびHomosexuelle Aktion Westberlin (HAW)の活動家たちと知り合い、彼にドイツ連邦共和国(BRD)のテレビでのRosa von PraunheimとMartin Dannecker

のフィルム「倒錯しているのはホモセクシュアルではなくて、彼が生きている状況のほうだ (Nicht der Homosexuelle ist pervers, sondern die Situation, in der er lebt)」(最初の放映は1971年7月3日)をおしえてくれた。その数日後の1月15日に、DDRで初めてのホモセクシュアルグループ Homosexuelle Initiative Berlin (HIB) が Eggert, Michael Keller, Peter Rausch らによって創設される (Brühl 2006: 108; Sillge 1991: 89f)。Thinius (1994: 20)によれば、このフィルムはDDRにおけるホモセクシュアルの状況を変えるのに重要な衝撃を与えた。

また同じ年に開かれた第10回世界青年・学生祭典(7月27日～8月5日)の閉会集会では、ゲイたちが「われわれ首都のホモセクシュアルは、第10回世界祭典の参加者を歓迎し、DDRにおける社会主義に賛成する」という横断幕を掲げ (Brühl 2006: 109)、公共に公然と姿を現した。

1974年には、ベルリンアンサンブルで Ekkehard Schall と Barbara Berg がブレヒトの作品「イングランド王エドワード2世の生涯」を演出し、意識的に男性愛を取り上げ、それを正当な人間の欲求として擁護した。上演は大評判になり、取りやめにされてしまうほどであった。Schallはこの演出についてのリーフレットで、ホモセクシュアリティというテーマに対する態度をはっきりと述べていた。「ガヴェストンに対するエドワードの男性愛を、わたしたちは1つの適切な欲求と見なしますし、それは個人が表明する多くの欲求を代理するものであり、そしてそれは社会、その人々、法と道徳が克服することになるものなのです。人間の関係としてのホモセクシュアリティは、一方では隠されないし、他方では問題だとして議論に付されないものです」(Brühl 2006: 110より)。

1976年には、ホモセクシュアルグループがつくられる中で、URANIAはホモセクシュアリティのテーマに関するフォーラムを開催している (Sillge 1991: 89f; Thinius 1994: 20)。1月15日に、HIBは「同好会 (Interessengemeinschaft)」としての登録を求めたが、登録課で、「団体 (Verein)」として申請するよう指摘される。しかし、これもまたもやベルリン警察本部によって拒否される。

1978年12月10日には、これまでHIBが求めてきたホモセクシュアルな市民団体の創設に関して、保健衛生省は「拒否のお知らせ」をよこした。その拒否の理由は、DDRではホモセクシュアルも法的に市民として認められているから、固有の団体は必要ないというものであった。「DDRでは性的関係をつくるのはそれぞれの成年市民の個人的関心事です。1968年1月12日のDDR刑法の公布でもって、ホモセクシュアルな行為に対する刑法の脅しは原理的に廃棄され、したがって資本主義の時代に由来するこれらの人々の法的差別は廃止されています。(……)それゆえDDRでは将来においても、市民の親密な生活をつくることで互いに区別される、これやあれやの市民グループの特別な団体は存在しないでしょう、というのはそれに対する社会的必要が現存しないからです。(……)ホモセクシュアルは、その性質において他の変わった市民と同様に、固有の組織ないしは団体をつくらずとも、妨げられることなく社会主義建設のために尽力することができます」(Grau 1995: 127; Brühl 2006: 115より)。

1979年9月20日に、いくつかの申請の後に、HIBはDDRの閣僚評議会での話し合いに招かれるが、ここでも「ホモセクシュアル」の組織は拒否された。「ホモセクシュアルの組織は、なお揺れ動いている青少年の心を動かして、よりよい（ヘテロセクシュアルな）側を選ぶのを決定するためには、許されない」（Brühl 2006: 115より）というのが、その理由であった。

80年代に入ると、まず活動サークルが福音主義教会内につくられていく。1982年4月25日、福音主義学生団体Leipzig内に「活動サークル・ホモセクシュアリティ（Arbeitskreis Homosexualität）」が設立され、8月29日には、ベルリンの活動サークル「ホモセクシュアル・自助（Homosexuelle Selbsthilfe）」の第1回の催しが行われた。この年に、Berlin-Brandenburg福音主義アカデミーは「深く根付いている偏見に反対する意見表明——社会におけるホモセクシュアルとヘテロセクシュアル（Ein Plädoyer gegen tiefsitzende Vorurteile – Homosexuelle und Heterosexuelle in der Gesellschaft）」を出している。

1983年になると、ベルリンに「教会のゲイ（Schwule in der Kirche）」が設立され、10月1日には、福音主義アカデミー・ザクセン＝アンハルトが「わが社会におけるホモセクシュアリティとホモセクシュアル」をテーマにした会議を開催しているが、これは国家公安局（Staatssicherheitsdienst＝Stasi）によって記録されていた（Brühl 2006: 123）。また10月12日には、マグデブルクに「活動サークル・ホモセクシュアリティ」が設立され、これを機にエアフルト、アシャースレーベン、ハレ、ブランデンブルク、イエーナ、ドレスデン、カール・マルクスシュタット、ハルバーシュタットにも設立されていく。

こうしたホモセクシュアルの運動に対して、1984年7月20日の国家公安中央局VII/2の報告に「ホモセクシュアル男性はカード目録でとらえられている」（Grau 1995: 138; Brühl 2006: 126）とあるように、Stasiはホモセクシュアル男性をつねに監視していただけではなく、1985年春には、国家公安省の中央服務指令は「DDRにおけるホモセクシュアルの組織づくりを妨害する」ことすら求めていた（Grau 1995: 136; Brühl 2006: 127）。

1984年8月6日には、ベルリンの「教会のゲイ」が国家当局に向けて、要求・提案カタログを作成している（Brühl 2006: 127）。

以上のような動きを背景に、1985年6月28日、第1回ワークショップ「ホモセクシュアリティの心理・社会的局面」が開かれる。これは、公的にホモセクシュアリティと取り組む、社会主義国でのこの種の最初の科学的な会議であった。また9月28日には、ザクセン＝アンハルト福音主義アカデミーらによる会議「ホモセクシュアル85——議論の客観化への試み」が開催されている。

1986年以降になると、ホモセクシュアルは、教会外にも自分たちの居場所を求めていくようになる。例えば、1987年には「日曜クラブ」と呼ばれるベルリンのレズビアンとゲイのサークルがはじめて教会外につくられる（Sillge 1991: 100）。そして、1987年8月11日に、第151条に関する最高裁判決が出されるが、そこにはこう書かれていた（Oberstes Gericht 1987）。

1. 同性の間人間の性的関係を評価するための出発点は、ホモセクシュアリティはヘテロセクシュアリティと同様に性行動の一つの変種だということではなければならない。したがってホモセクシュアルな人間は、社会主義社会の外部にいるわけではないし、市民権はすべての他の市民と同様に彼らに保障されている。彼らの差別と道徳的な軽視はそれゆえ拒否されねばならないし、彼らは彼らの統合への攻撃（例えば、嫌がらせ、傷害、無法行為による攻撃）から、当該の法的な前提が存在するもとは刑法の手段でもって保護されねばならない。
2. ノーマルに発達した青少年の人格の発達状況を考慮して、しかし遅くとも16～18歳の年齢では、次のことが確認される。すなわち、大人とこの集団とのホモセクシュアルな行動は一般的には必ずしも誤った発達に至ることはないし、青少年間のホモセクシュアルな行動や大人と青少年間のヘテロセクシュアルな関係とはまったく別の結果を引き起こすものでもないこと、である。

この種のケースでは、ホモセクシュアルな行動が、教育・専門教育関係や保護関係あるいは青少年の道徳的未熟を利用して行われていない限りでは、刑法第3条に照らして、第151条の刑罰構成要件がただ形式的に満たされており、従って犯行がなされていないかどうかは常に検討されねばならない。というのもその犯行が市民や社会の権利と利害・関心に及ぼす影響および犯罪者の罪が重要ではないであるからである。

もっとも、この最高裁の無効判決は、第151条そのものを破棄しているわけではなく、告発された者の刑法上の罪を重要ではないと考えたものであった。151条は第5次刑法改正法が1988年12月14日の人民議会で制定されることによって、翌1989年7月1日によりやく廃棄されることになる（Bach und Thinius 1989; Brühl 2006: 142）。

その後、1989年6月11日には、活動サークル・ホモセクシュアリティ第9回メンバー会合（カール・マルクスシュタット）で「レズビアンとゲイの承認と同権にむけて 原則と措置」が発表され（Für Anerkennung und Gleichberechtigung 1989）、9月には「ホモセクシュアル市民をいっそう統合し同等の立場にするための世俗のレズビアンとゲイグループの要求カタログ」がポツダムでの会議で採択されている（Forderungskatalog 1989）。こうしたなかで1990年2月18日に、Schwulenverband in der DDR (SVD) がライプツィヒで81名が参加して設立され、同年6月23日にはSchwulenverband in Deutschland へと名称を変更している（Thinius 1994: 98; Brühl 2006: 145）。

第2節 ホモセクシュアリティをめぐる研究者の態度

以上のStasiの監視下でのホモセクシュアル当事者の運動と要求に対して、研究者はどのようなスタンスをとったのか。ここでは、異なるスタンスをとる2人の研究者と1研究グループを取り上げ、ホモセクシュアリティをめぐる研究者の状況を俯瞰しよう。

1. Fehr 学位論文

DDR の支配上層部は相変わらずホモセクシュアルの運動に対して否定的であるばかりか、監視の対象とすらしていた。それを合理化したのが、1983 年に出された Gerhard Fehr の学位論文である¹⁾。これは、ベルリン市政府 (Magistrat) 内務局から委託されて書かれたもので、反ホモセクシュアルの偏見にまみれた学位論文 (Thinius 1994: 23-25; Thinius 2006: 25-29; Brühl 2006: 125) であった。

そもそも、この学位論文は、「犯罪性の疑いのあるものとして、および彼らの態度において非社会性を助長して現われてくることがある (……) 人物グループを (……) 偵察する (aufklären)」(Fehr 1983: 6; Thinius 1994: 23 より) ために書かれたものであった。Fehr は「これまでこの人物サークルが人民警察や検察庁でも特に把握されてこなかった」(Fehr 1983: 15; Thinius 1994: 23 より) ことを懸念し、このリスクグループを「全面的に偵察し、目標に向けて刑事警察の調査 (Bearbeitung) をし」、「その結果首都における秩序と公安・安全をいっそう高めることが無条件に必要」(Fehr 1983 : 20; Thinius 1994: 23 より) だと考える。その理由はこうである。「西側世界における自由と同じ考えを持った者を得ようとする、首都におけるホモセクシュアルの大グループが犯罪の現象に関与していることは疑いもない。すでに彼らが行なう日常生活での浪費、たえず新たなパートナーを得ようとする営み、およびつねに大きな資金を意のままにしたがる欲求が、犯罪行為その他の可能性を犯すことで、追加の収入源を手に入れる嫌疑を確固としたものにする」(Fehr 1983: 22, Thinius1994: 23 より)。こうした偏見から、Fehr はホモセクシュアルグループを次のような否定的人物として描く (Fehr 1983:115f; Thinius: 24f より)。すなわち、ホモセクシュアルグループとは、①強く同期する性的関心と組織志向を持った人物、②多くの性的接触のために梅毒その他の性病の主要な感染源、③しばしば若い時から自分の周囲に対して陰謀をもって行動し、ホモセクシュアルなパートナーを得ようとする努力において、無思慮にそしてつねに自分の利益のために行動する人物、④商売とくに飲食業で窃盗、詐欺、投機犯罪によって追加的な資金を獲得して、前科者や非社会的分子との接触を保つ、犯罪のおそれのある人物、⑤外国人、とくに資本主義諸国、BRD や西ベルリンの外国人とのホモセクシュアルな接触を求め、さらに、この接触を個人的利益や万が一の出国にまで拡げようとする者、⑥わが社会のすべての領域にわたって活動し、彼らの接触の喜びのために、そして折りあらば新たなパートナーと性的な手管のために知り合いになろうとする努力で、階級敵とスパイ中枢に特に関心を持つ人物、なのである。

そして犯罪学的にはこう結論づけられる。「基本的に、首都ベルリンにおける秩序と公安・安全に責任を負うすべての機関と官庁の協力の下でのみ、この (……) リスクグループに対して成功裏の闘いを行うことができる。必要なのは、首都におけるホモセクシュアルの人物の展開とさらなる行動を観察し記録し、たえず全貌をつかみ評価することで、彼らの活動をコントロール下におくことである。さらに、秩序と公安にとって意味のあるのは、この人物グループの出会い場所、飲食店および催しを知り情報を吸い上げる措置を導入することである。(……) 外国人、と

くに資本主義国の外国人との現行の接触は、非合法の申請者とホモセクシュアルによる万一の敵対活動に対抗するために、記録され検閲されねばならない」(Fehr 1983: 118; Thinius 1994: 25より)。

この論文にあからさまに示されているように、ホモセクシュアルは、組織分子、性病のリスクグループ、犯罪のおそれのある者、西側のスパイとなるおそれのある者などであるから、公安の観点から監視されねばならないとされ、そして実際にそれが行われてもいた。

2. Klaus Laabs のポジションペーパー

これと対照的なのが、フンボルト大学のLaabsのポジションペーパーである。これは、ホモセクシュアルの受容を求めて、1984年4月にフンボルト大学のドイツ社会主義統一党(以下SED)組織にホモセクシュアリティに関する議論のために提出されたものである(Laabs 1984, Thinius 2006: 56-58より)。Laabsは、この数年間にDDRを去った多くの人々の間に多数のホモセクシュアルがいることを問題として取り上げながら、ホモセクシュアルの運動に対するSEDの対応に対して、こう問いを投げかけている。「自らを自主的に社会的に組織しようとするDDRホモセクシュアルの努力は、相変わらず支援されていない。彼らがホモセクシュアル市民団体ベルリン(HIB)のようなグループづくりにまでになると、彼らは暴力をもってすら禁止された。社会的解放のために自らを組織するホモセクシュアルの唯一の可能性は、福音主義教会内部でのホモセクシュアルの自助グループである。わが党は、ホモセクシュアルをもしかして坊主の闘争予備軍にしようというのか?あるいは、ホモセクシュアルをできるだけ素早くかつ根本的に追放することによって、問題の解決が期待されるのか?わが社会主義の故郷は平気で、その市民の25人のうちの1人を脇に置きやろうとすることができるのか?」と。

その上で、Laabsは、「社会主義ヒューマニズムと共産主義道徳にもとづいた、ホモセクシュアリティの社会的問題の解決は、緊急にホモセクシュアルの生活様式と解放についての包括的な科学的な研究と討論を必要とする」として、以下の11項目を求めている。「1. マスメディアにおいてホモセクシュアリティに関する科学的認識を可能な限り広範に普及・大衆化して、相変わらず広く流布している危険な偏見をなくすこと。2. ホモセクシュアリティに関する科学および大衆科学的な啓発を、普通教育総合技術上級学校その他の教育施設の教授プログラムへ採り入れること。3. ホモセクシュアルに対するファシズムの犯罪に関して大衆に効果的な啓発を行い、彼らを記念碑(Mahn- und Gedenkstätten)で顕彰すること²⁾。4. 支配的なゲイ嫌悪の歴史的原因は敵対的な社会的秩序の支配階級のためにキリスト教を利用することのうちに見出されることを指摘する無神論的なプロパガンダ。5. 家父長制的な思考モデルを、レズビアン女性に対する特別な軽蔑の社会的基礎として暴くこと。6. ホモセクシュアルが文学、報道、劇場その他のメディアにおいて自己提示することの機会。7. すべてのレベルでの職業上の差別をなくすこと。8. 同性の大人との性的関係を受け容れるために、青少年の最低年齢をヘテロセクシュアルの規範に合わせること³⁾。9. 例えばクラブや活動グループ(Arbeitsgemeinschaft)といったホモセ

クシユアルの非商業的な出会い場所を設けること。10. ホモセクシユアルのための居住空間を供給する規則作りを行なって、彼らに安定したパートナー関係のための基本的な前提を与えること。11. 新聞・雑誌で同性同士の接触の広告を許可すること」。

また、Laabsは、ホモセクシユアリティを肯定的にとらえることが、SEDの歴史的伝統にも共産主義的要求にも適うことを強調している。すなわち、国家と党が、WHOの病気リストからホモセクシユアリティを削除することに賛成するならば、それは功績の多い事業(Unternehmen)となるだろうし、「労働者運動とホモセクシユアル運動との同盟という歴史的遺産を受け継ぐ政策は、わが党の共産主義的要求(……)によって正当化される」と。この文書は、SEDのホモセクシユアリティ受容の伝統と人間の解放という共産主義的要求を引き合いに出しながら、SEDにホモセクシユアリティに対する肯定的態度への変更を求めている点では、後(1993年)にLaabs自身がインタビューの中で述べているように、「SEDとの決裂」、「奴隷の言語からの脱出」であったが、それでも「奴隷の言葉」で書かれていた(Thinius 2006: 59)。だが、この文書のゆえにLaabsはフンボルト大学のSED統制委員会に呼び出されて、1984年8月には、「党の統一と純粋さに対する違反のかどで」SEDから除名され、フンボルト大学から退職させられる(Brühl 2006: 126)。

3. 学際研究グループ「ホモセクシユアリティ」

Laabsの文書が出された半年後の秋に、不思議なことにフンボルト大学に「学際的研究グループ・ホモセクシユアリティ」が創設される(当初その委員長には、犯罪学部門の法心理学者のReiner Wernerがなった)。Sillge(1991)によれば、ホモセクシユアルたちがレズビアンとゲイを団体として認可し受け入れてくる機関を求めて、いろいろな機関(文化同盟、保健衛生省、内務省、ベルリン市政府など)と話し合うなかで、ホモセクシユアリティに関する科学的研究が必要だとされ、フンボルト大学社会科学の副学長であるDieter Kleinがホモセクシユアリティに取り組む学際的な研究グループを召集することになったという。ただ、「科学的研究が必要だ」といっても、それは、Thinius(1994: 25)が言うように、ホモセクシユアルの運動に直面して、ベルリン市政府内務局が明らかにその戦略を変更せざるを得なくなったということであろう。そこでフンボルト大学に研究を依託して、ホモセクシユアルとの「社会主義に適った」付き合いについての科学的認識を作り、「君主の啓蒙(Fürstenaufklärung)あるいは上からの統合」(ibid.: 26)を図ろうとしたのである。それゆえ、関心のあるレズビアンとゲイはこの研究への協力を申し出ても、この申し出は受け入れられなかった。こうした線引きは、委員長から「Sillgeとその友好サークルにはどんな情報も与えるな」という指示が出されるほどであった(Sillge 1991)。もちろん、Laabsも協力を求められなかった。

その研究成果は1985年春に、ポジションペーパー「DDRにおけるホモセクシユアルな(homophil)市民の状況について(現象の分析と解決提案)」として出された(Positions-papier 1985)。その構成が「I. まえがき」「II. ホモセクシユアルの状況について」「III. ホモセク

シュアリティの自然科学的説明」IV。「ホモセクシュアル」問題の社会的処理（Aufarbeitung）への提案」となっているように、この文書はホモセクシュアリティの学際的・総合的な検討と提案とからなる。ただし、Ⅲは本質的にGünter Dörnerのテーゼのまとめである。Dörnerの研究成果は、後で検討するようになり問題の多いもので評価も一義的ではないのに、これがホモセクシュアリティの自然科学的説明だとされていることには注意しておいてよい。ここでは、IとIVを中心に、この文書の特徴をみる。

まずIでは、社会主義社会の目標に照らしてホモセクシュアルにも市民的権利を認める理由をいくつかの面から根拠づけている。第1の根拠は、ホモセクシュアルの市民権を認めることは社会主義社会の発展にも適うという、功利主義的なものである。すなわち、発達した社会主義の建設のためには、ホモセクシュアルを含めたすべての市民の業績能力（Leistungsfähigkeiten）を汲みつくすことや彼らの社会主義社会への参加と同一化が必要だから、ホモセクシュアルにも市民権が必要だという論理である。「発達した社会主義の形成、社会主義的平和秩序の確立および広く集中的に拡大された再生産・生殖の制御は、すべての市民の業績能力を汲みつくすこと、彼らの完全な積極的な参加および彼らの社会主義社会との屈託のない同一化を求める。それゆえわれわれの社会にとって大きな意義を持つのは、特有のグループの特殊性と生活条件と付き合っ、これらの市民の社会的統合と生活活動が何ら妨げられないようにすることである。このことはホモセクシュアルな市民（ホモセクシュアル）グループにも当てはまる。これらの市民は、社会主義におけるすべての市民と同様に、客観的かつ主観的に幸福だ（wohl）と思ってよい。彼らの生活条件の総体はそれゆえ建設的な社会主義的行動を促進するものでなければならない。このことは社会主義のヒューマンな本質に合致する」（149）。

第2の根拠は、DDR憲法第20条に求められる。すなわち、「ドイツ民主共和国の市民は誰でも、その民族性、人種、世界観上または宗教上の信条、社会的な出自と地位にかかわらず、平等な権利と義務を有する。良心の自由および信仰の自由は保障される。すべての市民は法の前に平等である」という条文は明らかにホモセクシュアルな市民の差別を排除していると考えるのである。もっとも、「このことは同時に、DDRにおいて通用している法規範に従って行動するという、これと結びついて義務の承認を求める」ものであるとわざわざ補足がなされている。

第3の根拠は、ホモセクシュアリティはすでに出産前に生物学的に確定されており、本人の責任ではないのに、歴史的に差別されてきたことである。生物学的決定論はDörnerの主張であるが、歴史的差別については、キリスト教のホモセクシュアル差別と社会主義攻撃をやり玉にあげつつ、それと対比してホモセクシュアリティを受容する社会主義の優越性を浮き彫りにさせる論法が取られている。「この間、この伝統にもとづいて、反動的なキリスト教その他の一派によって、ホモセクシュアリティのテーマは社会主義を攻撃するための理由として利用されている。ここでは攻撃はいわゆる差別に対してばかりではなく、生活形態としてのホモセクシュアリティ（Homophilie）の受容に対しても向けられている」（150）。そして、ホモセクシュアリティ受容の例として、1968年の刑法175条の廃棄（ただし151条の導入には言及しない）と、SEDの前

身であるドイツ共産党（KPD）がホモセクシュアルを擁護してきた歴史が挙げられている。「ドイツ共産党（KPD）は唯一の政党として、すでに1924年に、175条の無効の動議をドイツ帝国議会で提出した。KPDはブルジョア立法の階級の性格を暴き、男女問題への偏見のない科学的なアプローチに賛成した。この伝統にドイツ共産党（KPD）とSED（ドイツ社会主義統一党）は立っている」（151）。

第4に、こうした歴史観と絡んで、ホモセクシュアルの差別は社会主義には無縁なものであるのに、古い社会秩序の偏見が伝統として受け継がれ、これがホモセクシュアル市民を孤立させる原因だとされる。「社会主義には、あらゆる種類の人間の差別は本質的に無関係である。このことはしかし自動的に、世論において偏見が存続することを排除するものではない。これらの偏見はたいいてい、無知、誤った、伝統的に制約され再生産される道徳観にもとづいている。こうした偏見のかかる振る舞いが、ホモセクシュアルな市民を孤立させる」（ebd.）。この孤立が、自殺やアルコール逃避、乱交、性病やAIDSに結びつく。

第5に、ホモセクシュアル差別が招く社会的・政治的リスクが強調される。ホモセクシュアルが人格発達を保障されていないからと言って、「社会主義規範ないしは社会と国家に反対する行為が正当化されてはならない」という基調のもとで、ホモセクシュアル差別によって生じるリスクや、否定的ならびに反社会的行動を阻止することの必要性が強調される。「われわれが出発点とし得るのは、ホモセクシュアリティの人格的および一部は重大な社会的な問題が国家の官庁、社会組織および労働集団によって無視されることはどれも当事者その他の勢力の連帯運動になりがちであり、これが社会的な積極的関与の断念、私的な圏域への退却およびびくびくして隠れることとならんで、目的にむけた否定的な政治的反動に貢献することになること、である。この傾向は、阻止されねばならない」（152）。誤って取り扱えば一連の公安・安全問題を引き起こし、政治的次元となるような現象として、以下のことが挙げられている（153）。①世界青年祭典、さらにまた福音主義教会の工房ウィークのように横断幕を持ってさまざまな折に公共に出てくること、②団体を作ろうとすること、③中央国家機関、議員、科学者、社会組織等へたえずまた組織的に書面を送りつけ、そこでとりわけホモセクシュアルの不利益が告発されたり、さらにまた要求が出されること、④さまざまな職業、例えば職業軍人、教員、国家機関の職員でのホモセクシュアルの拒否、⑤ホモセクシュアルがBRDないしは西ベルリンへの移住の申請を出すこと、⑥パートナー探してしばしば見境のない性交（外国人とも）が育まれること（これらのホモセクシュアルはしばしば梅毒の感染・流布の源であり、これにAIDSの病気にかかる危険が付け加わる）、⑦自助グループ、とりわけ福音主義教会の枠内でのグループづくり、⑧現在福音主義教会のサークルがホモセクシュアル市民の面倒を見ているのに、この問題を国家や社会施設がほとんど注意していないこと、⑨カトリック教会が伝統的にホモセクシュアリティに拒否的であること。ここに挙げられたいくつかの現象には、反ホモセクシュアル論者のFehrがすでに挙げているものが含まれている。

最後の理由は、これまで病氣、誤った発達等々であると差別的にとらえてきたホモセクシュア

リティを、近年になってようやく「同じ重みのではないとしても、ヘテロセクシュアリティと同権の、性行動のヴァリエーションとしてとらえる傾向が強まってきた」(154)ことである。

以上のような根拠づけから、「ホモセクシュアル」問題の処理・解決が必要だとされ、IVで「「ホモセクシュアル」問題の社会的処理・解決のための提案」がなされる。ただし、そこではホモセクシュアルを「とくに保護すべきマイノリティ」としてではなく、「彼らを発達しつつある社会主義社会へと能動的にかつ同権をもって統合すること」が目指される。つまり、いわば「上からの上への統合」が目論まれているのである。その提案は、以下の10項目からなる(163-164)。

1. この問題を一步一步ジャーナリズムで取り扱うこと。
2. ベルリンのフンボルト大学に、以下の任務を持つモデル・研究グループをつくること。
 - a) 夜間コースや継続教育の催しを、例えば、相談センター、法・公安機関、人民教育機関・保健衛生機関の職員や人事指導部(Kaderleiter)等々にむけて設けること。
 - b) さまざまな大学の領域(文化科学、教育学、社会学、法科学、心理学、医学、神学等々)における当該の科学的研究をコーディネートすること。
 - c) 複雑な個別問題に向けたモデル-提供物を作成すること、ただしその問題の解明は管轄の国家と地方自治体の当局の側で目指される。
 - d) ホモセクシュアルな市民を徐々に社会に組み入れる際に生じる結果と問題を科学的に分析して、彼らの健康と業績能力の促進に措置が向けられていること。
 - e) 首都における実践的な相談活動。
 - f) 市区に結びついた相談所むけの科学的な指導施設。
 - g) ベルリン市区に、ホモセクシュアルな市民が無意識な(spontan)差別の危険なしに出会い、有意義なリラックスと余暇づくりに寄与する同好会をつくり、そうした特別なコミュニケーション施設を設立するためのモデル試行を支援すること。このような「クラブ」は、すべての関心のある市民が、彼らの性的傾向にかかわらず、入ることができる。
 - h) 管轄の国家当局とボランティア勢力と緊密に協力して、かかる施設向けの段階プログラムを仕上げること。
 - i) 問題全体を客観化し、問題に感情的にとらわれることを徐々に減らすという目標を持って、出版物と出版活動を支援すること。
 - j) ホモセクシュアリティ現象とその最重要局面を記述するのに、社会主義社会に適切な言語規制を、問題に関連して行なうことに関する提案を検討し仕上げること。
3. 既存の(とくに結婚・性相談所の)施設や収容能力を大いに利用して、以下の任務を持った地方自治体レベルでの相談センターをつくること。
 - a) 生活づくりの問題での相談
 - b) 当事者に関するだけでなく管轄の指導機関むけに、発生している葛藤での相談

- c) 当事者の家族メンバーの相談
 - d) 専門家の責任ある協力のもとでのグループの相談, 自己経験グループの活性化
 - e) 性相談, とくに発達の危機的段階でのそれ(青少年期, カミングアウト, 若い大人期における同一化問題, 自分のホモセクシュアリティを後に知ること, 高齢者の問題, 問題に関連した自殺予防, 薬物・アルコール濫用の予防).
4. こうした要求を実現することが, 結婚・性・家族相談所といった現存する施設の特徴を変化させる.
 5. コミュニケーション施設の基本規則を仕上げること. 16・17歳の男性青少年が同性の年長のパートナーとの性的交際の刑法規定を, 同年齢の女性の青少年との交際の規定に合わせるという目標をもって, 検討すること.
 6. 職業に関連した問題, とくに特定の職業を営むことの適性問題を, 不公正な適性基準を排除して, 必要な場合には現行規定の新適用という目標をもって, 解明することへの提案.
 7. いわゆる「結ばれたホモセクシュアル」(共同で生活する者)の居住空間申請を審査するための諸決定および, 住宅政策領域での指導者の関係する継続教育.
 8. 全社会的な利害に注意しながら, ホモセクシュアルな市民の特別な関心事に關しての広告・行事規則を検討すること.
 9. 中央研究プロジェクト「社会的な老人性愛者(Gerontophile)」によって, 老人のホモセクシュアルの生活条件に関する研究を仕上げること.
 10. DDRのさまざまな集落の大きさ・形態(大都市, 中都市, 小都市および農村単位)におけるホモセクシュアルの生活条件を検討すること.

ここには除名された Laabs の提案のいくつか (Laabs の要求項目番号でいう 1, 7~11) が採り入れられている. ホモセクシュアリティをメディアで取り上げること, 職業上の問題, ホモセクシュアルの住宅入居申請, ホモセクシュアルの出会いの広告の掲載などが, 研究の検討課題とされているのである. この点では重要な進歩がみられた. しかし, Laabs らホモセクシュアルが求めてきた重要な要求のいくつか, すなわち, 2のホモセクシュアリティに関する啓発を教授プログラムへと採り入れること, 3のホモセクシュアルをファシズムの犠牲者として記念碑で顕彰することは取り上げられていないし, 5のレズビアン差別の問題も, そうである. この点では, フンボルト大学のポジションペーパーは, Laabs の穏当な要求だけを取り上げ, 男性ホモセクシュアル中心の提案ともなっている. だが, その一方では, Fehr の否定的なホモセクシュアルグループ像も安易に取り込まれている. こう見ると, このペーパーは両者の成果をただ寄せ集めた無難なものに留まっていると言ってよい.

この「無難さ」は, ホモセクシュアリティの用語をめぐる問題にも現われていた. Thinius (1994: 26) によると, 国際的にはホモセクシュアリティへの本質主義的アプローチと構築主義的アプローチをめぐる論争されていたのに, フンボルト大学の科学者グループは, 自分たちを

「学際的研究グループ同性愛 (Homophilie)」と呼ぶべきかどうかで思い悩んでいた。ホモセクシュアリティ (Homosexualität) 概念は, lesbisch と schwul という言葉も言わずもがな, 社会に受け入れられないと思われたからである。メンバーの多数派は, 「ホモセクシュアリティ」を呼称として押し通したが, ポジションペーパーではおとなしいタイトル「DDRにおける同性愛的 (homophil) な市民の状況について」となっていた。

しかも, この研究グループ内には重大な対立があった。その争点は「ホモセクシュアルを彼らの解放と統合の主体として承認するかどうか, レズビアンとゲイをグループの作業へと直接入れるかどうかの問題および多かれ少なかれ自発的に発生した自助グループとの協力」(ibid.: 28) に関わるものであった。対立の1つの結果として, 指導者の交代とグループの再編成が行われ, 何人かのレズビアンとゲイがこのグループに入ったものの, グループの自己了解は基本的に変わらなかった。相変わらず, このグループは, 「社会主義におけるホモセクシュアルの解放と統合」のための理論を構想しそれを実現するのを援助するという要求をもっていた⁴⁾。

こうして, ポジションペーパーは最終的には「国家指導部の「公安・安全要求」への完全な妥協と譲歩の継ぎはぎの作品」(ibid.: 27) となってしまった。ここには, 一方では先の戦術, つまり SED 上層部への擦り寄りと妥協が働いていた。そのため, 論証スタイルは, 「SEDに, なにゆえにホモセクシュアルのより自由な発達もまた SED 自身の利益になるかを説明する」(ebd.) といったものにならざるをえなくなった。しかし同時に, 社会主義の発展のためにホモセクシュアルをいかに社会主義社会へと統合するのかという, 「上からの上への統合」観とホモセクシュアルを「特別なグループ」とはみなさないという考えが, 彼ら研究グループの自己了解でもあった。その結果, この提案は, 「自分たちで運動しているレズビアンとゲイとの同等の権利をもった対話を予定していない「上からの統合プログラム」」(ibid.: 27) とならざるをえなかった。

その後, このペーパーは SED 中央委員会やベルリンの SED 県指導部に送付されはしたが, あとは引き出しや金庫にしまわれたままになった (Sillge 1991: 95-96)。ただ, いくつかのことは実施されたり計画されたりはした。例えば, 結婚・性相談所の職員, 司法官および文化施設の職員むけの教育課程が実施され, ホモセクシャル市民を社会主義社会へと生産的に統合するために, 職員にホモセクシュアリティのテーマについて「科学的な知識とヒューマンズ的態度」が伝達されたりした。また, ベルリンの警察と住宅局職員むけのもう一つの教育課程が計画されたが, これは実現しなかった (Thinius 1994: 27)。さらに, 「社会主義指導者のためのハンドブック」という形態での「勧告資料」, 一種のルーズリーフ集が計画されたが, これは構想にとどまった (ibid.: 28)。

第3節 セクション「結婚と家族」とワークショップの取り組み

上記研究グループとは異なり, 1968年に社会衛生内部に設けられたセクション「結婚と家族」⁵⁾は, ホモセクシュアルの活動サークルとの協働を進めていた。そのなかでライブツィヒの福音主

義学生団体の活動サークル・ホモセクシュアリティのゲイとレズビアンは、セクション「結婚と家族」の Aresin, Bach や男性性病学の Erwin Günther に、ホモセクシュアリティに関する会議を組織するように提案した。こうして1985年6月28日にワークショップ「ホモセクシュアリティの心理・社会的局面」が、DDR で初めてホモセクシュアリティに関する公式の会議として開催される (Sillge 1991: 96)。

1. 結婚・性相談所におけるホモセクシュアルに関する決議

このワークショップに先立つ3月5日に、セクション「結婚と家族」は結婚・性相談所におけるホモセクシュアル問題の取り扱いについて決議を挙げている (Beschluss 1985)。そして、この決議をもとにおそらく先のワークショップで決議「結婚・相談所におけるホモセクシュアルの相談・助言について」が採択されたと考えられる。Haase (1989: 116) に一部紹介されているワークショップの決議の内容からそれが推察される。

この決議は、まえがき部分と7つのテーゼから構成されている。その中心的な視点は、①結婚・性相談所に来るホモセクシュアルの困窮と問題を生み出しているのは周囲の無知と偏見であること、②したがって、「長期的に効果的なホモセクシュアルの援助は、差別に至るこうした偏見をなくし、これらの市民を十分に社会的に統合すること」というものである。そして、この視点から「ホモセクシュアルの社会的統合のためのいくつかの本質的な局面」だけが示され、「必要な状況の変更」が提案されている。その際特徴的なのは、ホモセクシュアルでゲイだけではなくレズビアンも考慮されていること、しかし論述の中心は「明白なホモセクシュアリティあるいはいわゆる中核ホモセクシュアリティ」⁶⁾に限られていることである。その上で、ホモセクシュアリティに関する基本的把握が、次の7つのテーゼにまとめられている (Beschluss 1985: 143-148)。

第1テーゼ：「性的指向（ヘテロセクシュアルかホモセクシュアルか）はある人間の人格の本質的な構成要素である」。性的指向は人格の本質的な構成要素であるから、ホモセクシュアルでヘテロセクシュアルであれ、「誰もが、そのことによって他者の正当な利害が不当な仕方では侵害されたり危険にさらされないかぎり、自分の性的指向に従って生き、相互に協調してパートナーシップを結ぶ権利を持つ」。

第2テーゼ：「ホモセクシュアリティとは、同性の人物に対する比較的コンスタントな、断固としたあるいはもっぱらエロスの・性的な欲求である」。ホモセクシュアリティの発生原因は十分解明されておらず、生活史上の出来事（特定の家族位置関係）や出生前の諸要因（臨界期の胎児の脳分化段階におけるホルモン状態）が性的指向を条件づけるのかどうかそしてどの程度そうなのかという問いもまた議論の余地があり、ホモセクシュアリティは同性による誘惑によって呼び起こされるというきわめて広く流布した推測には、なんら科学的な証拠がない。その上、「ホモセクシュアリティはその原因によらず、その担い手の人格のうちにしっかりと根付いているから、発生の問題は社会的実践にとってはほとんど重要ではない」。

第3テーゼ：「ホモセクシュアリティは人間のセクシュアリティの生物・心理的なヴァリエーションであり、かかるものとして何ら病気ではない」。ホモセクシュアルがマイノリティをなしているという事実も、また子どもを産んだり妊娠できない、それゆえ生殖に貢献しないという事態も、この性指向を病理的だと呼ぶのを正当化しえない。とくに後者のように、男女間の性的な関係のみが「自然」、「ノーマル」で「健康」であると、セクシュアリティをことさら生殖で評価することは、現実にもっと重要なコミュニケーションの機能と快楽機能をないがしろにして、性生活の生殖機能を生物学主義的に過度に評価することであり、したがってホモセクシュアリティのうちに病気を見る何ら確固とした論証とならない。と同時に、ホモセクシュアルな傾向をなくそうとするセラピーもいらなくなる。「現実のホモセクシュアルに、ヘテロセクシュアルに生きろという要求は、あたかもヘテロセクシュアルがホモセクシュアルに生きろと言うのと同様にその人の人格に対する凌辱である」。

第4テーゼ：「性的・エロスの要求の方向、それゆえその要求が異性か同性の人物をめざすかどうかは、なんら道徳の問題ではない」。道徳的に重要なのは、パートナーに対する関係の在り方であり、それゆえこの関係がエゴイスト的に、パートナーを軽蔑したものかどうか、あるいは相互の促進に向けられて、配慮、愛によって担われているかどうかである。男性ホモセクシュアルにみられる乱交や頻繁なパートナーの取り替え、性交による感染については、その責任意識と予防的な行動は、健康政策上の理由から社会から求められねばならないが、しかしそこからホモセクシュアルの一般的な否定的道徳的評価を導き出すことはできない。「ある他人の性的指向と同一化せず、それを自分の趣味から認めない者は、それだからといってこの性的ヴァリエーションの人物を道徳的に価値の低いものと分類する権限をもたない」。むしろ「心理学的問題は、この態度の原因をどう解釈すべきか、そしてどうして社会文化的理由からある集団的な軽蔑に至るのかということである」。

第5テーゼ：「大人のホモセクシュアルに対する刑法上の刑罰を廃棄しても、偏見はまだ消えてはいない」。たしかに近年、啓発的な情報の効果として改善が確認されるけれども、まだ同性パートナーを見つける広告が拒絶されたり、その性的傾向ゆえに職業の雇用や活動で、資格付与・促進・表彰の提案の際に不利益をこうむったりしている。また、ホモセクシュアル個々人が社会的に寛容しえない振る舞い示すと、時にはホモセクシュアルの集団的な中傷がまだ見られるのに、ヘテロセクシュアルの何人かが社会的規範を侵しても、彼らはけっして彼ら全体で非難されることはない。「ホモセクシュアルの圧倒的多数は社会的、精神的および社会的な生活において、彼らが同性の人物を愛するという事実を除いては、平均的な住民と異なるものではない」。

第6テーゼ：「ある差別の結果は、当事者と社会にとっては不利益である」。ホモセクシュアルに対する差別は、その人の人格をかなり歪めることがあるし、その人の生活の質と業績達成のポテンシャルを減らし、さらなる心理的障害をもたらす。また、ホモセクシュアルが国家・社会組織のうちに自分を表明し、自分の問題と共通の違いをやりとりする機会を見つけない場合には、たとえ彼らの多くのもが彼らの世界観からして、宗教には結びついていないとしても、彼らの

大部分は教会の施設と活動サークルのうちに受容を求めることになる。

第7テーゼ：「ホモセクシュアルを同価値で同権の市民として完全に承認し、彼らの性的指向とそこから生じる彼らのパートナーシップの形態を尊重することに代わるいかなるヒューマンなオアルタナティヴはない」。大人の間ホモセクシュアルな行為に関してあまり熱のない寛容と刑罰がないことだけでは、彼らの解放には十分ではないし、人間のグループをただ性的傾向のゆえに不利益を与えることは、たとえどのような形態であれ、社会主義的な道徳・倫理の諸原理に矛盾する。「むしろこれらの市民と社会全体のための人間主義的な関心事は、彼らの完全な統合をあらゆる適切な可能性をもって促進することである」。

このように、この決議は、きわめて功利主義的で曖昧な態度をとっていたフンボルト大学のポジションペーパーと比べて、ホモセクシュアリティに関して基本的で本質的な視点を提起している。第1に、ホモセクシュアリティの本質規定が明確にされている。すなわち、性的指向は人格の本質的構成要素であり、ホモセクシュアリティはセクシュアリティの生物・心理的なヴァリエーションであること、それゆえ第2に、ホモセクシュアリティは病気ではないのでセラピーも必要ないし、そこには道徳的な問題は存在しない。第3に、後で検討するDörnerも含めたセクシュアリティ発生論には問題があるとするとともに、いわゆる誘惑説を明確に否定している。第4は、ホモセクシュアリティに対する差別の解決には、ホモセクシュアルを同価値で同権の市民として完全に承認し、彼らの性的指向とそこから生じる彼らのパートナーシップの形態を尊重すること以外にないと明言したことである。これらの点で、この決議はホモセクシュアリティ研究において大きな画期をなすものであると言ってよい。

2. 3つのワークショップの成果

先のワークショップでは、社会主義国ではじめてホモセクシュアル当事者も参加し報告しており、これは大きな反響を呼んだ。この会議は、①「このテーマのタブー化を終わらせ、ついにホモセクシュアリティの問題群を総合学術的に取り上げることに大いに貢献した」(Bach 1989a: 8)だけではなく、②「ホモセクシュアルを医学の後見から解放」するとともに、③「ホモセクシュアルの統合と解放」を議事日程にのせた(Grau 1989: 75)。その結果、1988年4月23日に第2回ワークショップがカール・マルクスシュタットで開かれ、さらに1990年2月3日には第3回ワークショップがイエーナで開かれている⁷⁾。

Bsonek (1989)によると、第2回会議までに、次のような大きな成果が得られた(64-65)。
①ゲイ・レズビアンのパートナーさがしの広告が新聞の多数で印刷された(1986年、DDR 閣僚評議会の広報室の勧告による)。②18歳以下の青少年とのホモセクシュアルな行為を処罰していた第151条に関して、1987年8月11日のDDR最高裁が無効判決を出した。③とりわけベルリンでは、文化施設において、定期的にゲイトレズビアンのためのダンスの催しを行なう最初の試みがなされた。④ホモセクシュアリティのテーマに関する出版物が増え、ラジオとテレビも、それまで「デリケート」だと評価されていたホモセクシュアリティのテーマを取り上げた(青少年

ラジオ, 1987年11月17日放送「Mensch, Du! – ich bin homosexuell」DDRテレビ「Visite」で1987年9月7・8日放映). さらに1988年始めにはじめて, DEFA (Deutsche Film-Aktiengesellschaft: ドイツ映画会社) が, ドキュメンタリー映画「もう1つの愛 (Die andere Liebe)」を制作した. ⑤青少年・大学生クラブや他の文化施設で, 著名な科学者たちの協力で, ホモセクシュアリティのテーマに関する啓発的性格の講演, 会話ラウンドや討論が催された. ⑥1987年に最初の教会外での, つまり国家の文化施設でのホモセクシュアルの活動サークル (ないしは一連の行事, クラブ) が設立された.

では, これら3つのワークショップの特徴と成果はいかなるものであったか. まず第1回ワークショップの中心にあったのは, DDRにおけるレズビアンとゲイの状況の総括および「彼らの解放と統合の社会的必要性」の討議であった. その際, SEDの党大会・総会公刊物では80年代始め以来, 社会主義社会のさらなる発展のために自由な個性の発達の重要な役割が強く強調されていたので, 批判は, 党政策そのものに対してではなくて, むしろ「本来の」SED路線がまだ十分には貫徹されていないことに向けられた. そして, 「ホモセクシュアルな生活基盤」のために全社会を開くことや, その本質において市民的なものと評価される活動場面 (Szene) を社会化することが求められた (Thinius 1994: 49).

もっとも, ホモセクシュアルを社会的グループとみなしていいのかどうかに関しては, 意見が分かれた. 一方では, 性的指向の性質だけで社会的グループをうちたてることができないと主張された. ホモセクシュアルはたしかに, 「それなしには彼らの解放と能動的な社会的統合はできない自己意識を形成するには (……) 相互のコミュニケーション的形態」を必要としたが, 「ホモセクシュアルであるという共通性に唯一もとづいた分離した組織は, 見通しとしては解放に至らず, 自己満足の袋小路に至る」 (ibid.: 47) と. しかし他方では, ゲイは特殊なグループだと主張された. 「ゲイは特殊な種類のマイノリティをなす. 彼らは自分を公共ではかかものとして認識していないし, 他者によってもそう認識されない. 連帯はすでにそれゆえ不可能である. しかし連帯は, 清潔な, 不安のない出会い文化をつくるためには, 必要とされる (……), この問題における進歩はどれもグループを介してのみ可能である」 (Stapel 1985=1989: 89).

そしてこの会議で採択された決議の最後のテーゼで, 「ホモセクシュアルを同価値で同権の市民として完全に承認し, 彼らの性的指向とそこから生じる彼らのパートナーシップの形態を尊重することに代わるいかなるヒューマンなオルタナティブはない」 (Sillge 1991: 148) ことが確認された.

第2回ワークショップは, 次の6グループからなる公式・非公式のグループの学際的な活動となった (Günther 1989: 228-229). ①フンボルト大学研究グループ・ホモセクシュアリティ (Bsonек, Thinius, Günther, Bach など), ②DDR大学・専門学校制度省のもとにある委員会・性科学 (委員長 Werner, 代理 Günther, 共同研究者 Aresin, Ahrendt, Bach, Maspfuhl, Neumann, Starke), ③日曜クラブ, ④12~14市にある教会の活動サークル「ホモセクシュアリティ」, ⑤県にある結婚・性相談所の中央センター, ⑥DDR保健衛生省の相談

グループ AIDS (Sönnichsen が長)。

この会議の「結語」(Günther 1989)によると、DDRでは公的に次のことがホモセクシュアリティにとって足枷になっている(229-230)。1つは、このワークショップ主催者は、ホモセクシュアリティを病気とする、国際的な疾病リストにあるNo. 302.0の訂正を、リストの次版(第10回の修正)を準備している委員会に申請したが⁸⁾、DDR政府自身は訂正を求めず、疾病リストを承認していたことである。2つめは、DDRでは図書館で外国の性科学文献を利用することがきわめて困難であった。例えば、GüntherがBRDのDanneckerシリーズその他の本を借り出すためには、性科学者であるという証明書を用意しなければならなかったのである⁹⁾。そして3つめは、ホモセクシュアリティに関する研究が市民、特に教育者、ホモセクシュアルな子どもをもつ親の啓発にも役立つし、ホモセクシュアルの自己了解にも役立つのに、それが遅れていることである。

そしてこのワークショップでは次の4つの課題が提起された(ibid.: 230-231)。

1. ホモセクシュアリティおよびホモセクシュアルの心理・社会的状況について、もっとオープンにそして公共で話すこと。「わが国家の市民の啓発は、ホモセクシュアルの迫害の歴史的な被制約性を明らかにし、社会主義ヒューマンイズムの必要をわが社会におけるホモセクシュアルとの共同生活の中で浮き彫りにすべきである」。
2. ホモセクシュアリティと取り組むすべての研究グループの科学者およびその他の共同研究者は、彼らの知識と彼らの説得力を投入して、何人かの国家・政治指導者たちにまだあるホモセクシュアリティに関する法的・道徳的・政治的不安を直ちに克服するのを援助すること。
3. 国家の結婚・性相談所の中央センター職員の資質を、ホモセクシュアルな市民の相談およびホモセクシュアルな子どもの親の相談にむけて、向上させること。
4. 主催者のセクションの指導部とメンバーは、彼らの知識を、すべての社会的な施設、組織、および役所にさらに提供して、偏見をなくし、ホモセクシュアルな市民の同権の社会的条件を促進するようにすること。ホモセクシュアルの同権的なパートナー関係の安定化に貢献しそれを促進する諸条件、例えば、パートナーを見つける広告を出すこと、クラブの行事での文化豊かな出会い、また学校や教職・心理学・医学の学生の教育プログラムにおける知識伝達を支援すること。

またThinius(1994)によれば、第2回会議の第1の特徴は、ホモセクシュアリティに関して成果とともに妨害もまた社会の至るところでもっとはっきりしてきたことである。第2に、「統合」概念もまたより明確にとらえられるようになった。Thinius(1989b: 59)は、その概念を次のように「2つの次元」に分けることを提案している。「個人のレベルで重要なのは、個性のすべての契機を生体全体へと統合すること、個人的な主体性の形成、自己発達として生命活動全体(労働、愛およびセクシュアリティ)を調和的に形成することである。これによって本質的には、生産的な社会的統合のための前提となる個人的解放の内容がスケッチされている。／社会的

なレベルで重要なのは、ホモセクシュアルを、彼らの性的指向を承認し考慮しながらすべての生活領域へと組み入れることである。その際、ゲイとレズビアン相互のコミュニケーション過程ならびにヘテロセクシュアルとホモセクシュアル間のコミュニケーション過程が組織されねばならない」。

しかし、Thiniusによると、「こうした理解の世界観的な前提ないしは含意、つまり社会全体の意識的で計画的な形成と、意識的にコントロールされて統合された個人は、当時はそれ以上問題とされなかった」（1994: 51）という。

第3の特徴は、この会議で教会外の「国家に縛られた」活動サークルと教会のそれの多くの代表者が彼らの経験について報告し合ったことである。「ホモセクシュアルの同権と平等な社会的発達」のさらなる問題を生産的に動かす「次なる段階」の戦略的な主要な任務は、「国家のクラブと文化の家に公共のコミュニケーション・出会いの機会を設け促進すること」（ebd.）であった。

第2回ワークショップにはこうした前進があったが、それでもまだ検閲や自己検閲が行われていた。伝来の思考をもっとも挑発するようなBrühlの寄稿¹⁰⁾は、会議草稿としては公刊されず、ある報告者はPeter Weißから借用した言葉「抑圧されたものは抵抗においてようやく我に返り、抵抗は抑圧されたものの人間であることの条件である」を、演壇に着く前に彼の草稿から削除したのである（ibid.: 51-52）。

第3回会議では特に2つの局面が目だった（Thinius 1994: 52）。その1つは、テーマが多様に広がったことである。例えば、幼児性愛者との非人間的な付き合いの例が出されたように、これまで「解放の考慮」から排除されていたようなテーマも出された。さらに、反ホモセクシュアリティをテーマにすることが求められた。第2は、政治的効果をもっとねらうようになったことである。報告者の一部はそのため、要求プログラムの議論ができるように、彼らの寄稿を引っ込めたほどであった。

こうして、セクション「結婚と家族」の研究グループ性科学の代表、皮膚科学学会のセクション男性病学、ベルリン・フンボルト大学学際的研究グループ「ホモセクシュアリティ」、ゲイとレズビアン市民団体グループによる共同宣言「ホモセクシュアルに社会的に平等な人生の機会を開くために」において、以下の具体的な要求項目が、統一への動きのさなかで出されている（Gemeinsame Erklärung 1990）。

1. すべての市民の権利と義務の平等を、その性的指向にかかわらず、憲法にもとづいて保障すること。
2. 刑法140条の反差別的条文を以下のように補う、すなわち「ある人を、他の民族、他の国民あるいは人種の帰属のゆえに、あるいはその性的指向のゆえに傷つけたり誹謗したりする者は、……」¹¹⁾、あるいは「他」の差別に反対する闘争をはじめから現象に向けるのではなくて、本質的な原因に向けるために、刑法140条を全面的に削除すること。（下線部が補充

部分である——引用者)

3. BRDの規範へと法を合わせる際に、ホモセクシュアリティやホモセクシュアルを差別する刑法を再び許さないこと。(われわれは同様に、218条や似たような女性に敵対する処罰規定の再導入につよく反対する。)
4. ホモセクシュアルのナチ犠牲者をナチ体制の被害者として承認し、ホモセクシュアルの抑圧をわれわれの歴史記述において考慮すること。
5. 刑法175条や151条にもとづいてDDRで有罪とされたすべての市民の名誉を回復すること。
6. ホモセクシュアリティのゆえに退職させられたり、職業上の発達を妨げられたすべての市民の名誉を回復すること。
7. 性的指向のゆえに故国で迫害されるホモセクシュアルの庇護権。
8. ホモセクシュアルの生活共同体とヘテロセクシュアルの生活共同体の法的な平等化(遺産・税・養子縁組・住居譲与の規定)。
9. すべての市町村や地域のレベルおよび人民議会で、ホモセクシュアル議員による政治的な利害の主張をクォータ制(Quotierung)で保障すること。
10. 全教育制度においてホモセクシュアリティとヘテロセクシュアリティを同権として扱うこと。
11. セクシュアリティの社会的平等化に貢献する、科学・芸術・ジャーナリズム活動を社会的に促進すること。
12. ホモセクシュアルとバイセクシュアルの公共でのコミュニケーション・出会いの機会を社会的に促進すること。
13. メディアにおいてホモセクシュアルの生活様式の問題を適切に示すこと。
14. 啓発と情報を求める主要当事者グループの要求に応じるとともに、つくられつつあるAids-Hilfe団体に、緊急に必要な支援と自立性を確保する、エイズ政策。

以上の3つのワークショップに共通するのは、「レズビアン、ゲイ、結婚・性相談所員、性研究、社会学、哲学、法科学、医学、心理学、教会と国家の施設の指導者たち、つまりきわめて異なるパースペクティブと利害の代表者たちが、互いに辛抱強く耳を傾け、コンセンサスを探し求めた」ことであり、これは、「まったく異なった構造をもつBRDの公共においてはほとんど考えられない、おそらくはまた必要のないような位置関係」であった(Thinius 1994: 52)。

第4節 ワークショップにおけるホモセクシュアリティ論とその問題点

では、ワークショップにおいて何が問題となったのか。その争点は大きくは3つある。1つは、ホモセクシュアリティの本質をめぐる問題である。とくに問題となるのが、Dörnerのホモセク

シュアリティ内因説をめぐる評価である。第2は、「ホモセクシュアルの社会的統合」とは何かという問題である。ここでは社会主義下におけるホモセクシュアルに対する差別と偏見の根をどこに見るのかや、ホモセクシュアルのグループを（労働者階級とは異なる）固有のグループとして認めるのかも争点となる。第3は、ホモセクシュアル解放論におけるジェンダー問題である。ゲイ問題は取り上げられるのに、レズビアン問題はほとんど取り上げられないという問題である。

1. Dörnerのホモセクシュアリティ内因説をめぐる

80年代には、ホモセクシュアリティは病気でも逸脱でもないことは、すでに研究者の間では確認されている。その際にDDR内外においてホモセクシュアリティ発生論として大きな影響を与えたのが、Dörnerのホモセクシュアリティ内因説であった。すでに1969年3月にはBRDの雑誌『スター（Der Stern）』に、Dörnerのラット研究が紹介されていたし、Dörnerの研究はDDR政府によって少なくとも60年代はじめ以降唯物論的研究として大いに助成されていた（Brühl 2006: 112）¹²⁾。

（1）Dörnerのホモセクシュアリティ内因説とその流布 Dörner（1976=1983）は、まず第1に、ラットの実験から次のような知見を引き出している。すなわち、遺伝学的にオスであっても、視床下部の分化期にアンドロゲンが不足した場合、何らかの脳の雌性分化が起これば、性欲不全、バイセクシュアリティ、ホモセクシュアリティの神経内分泌学的素因をもたらす。遺伝学的にメスであっても、視床下部の分化期に過剰なアンドロゲン（またはエストロゲン）が存在すると、何らかの脳の雄性分化を引き起こし、性欲不全、バイセクシュアリティ、ホモセクシュアリティの神経内分泌学的素因をもたらす（194; 邦訳138）。そしてDörnerは、この知見その他の研究を人間にも応用し、「原発性性欲不全、バイセクシュアリティないしはホモセクシュアリティは、男性では性特有な脳分化の臨界期中の異なる程度のアンドロゲン不足、女性では異なる程度のアンドロゲンやエストロゲンの過剰にもとづいていることがあり、これは思春期以降の活性期中の多かれ少なかれ正常な性ホルモンレベルと関連している」（207-208; 邦訳153）と結論づけている。

第2に、Dörnerは脳の性分化の臨界期における男性胎児のアンドロゲン不足を、産前の母親が抱えていた過度のストレスによる可能性が高いことを、約1000人のホモセクシュアル男性の回顧的な調査研究から推測する。すなわち、①ストレスの多い戦争・戦後期に生まれたホモセクシュアル男性の方が第2次大戦前か後に生まれたホモセクシュアル男性よりも極めて有意に多いこと、しかも、②100人のホモセクシュアルないしはバイセクシュアルの男性と10人のヘテロセクシュアル男性に彼らの産前生活間に考えられる母親のストレスの出来事に関してアンケートした結果、ヘテロセクシュアル男性よりも極めて有意に多くのバイセクシュアルな男性、とくにホモセクシュアル男性がストレスな出来事を挙げたこと、ここから、③「産前のストレスがバイ

セクシュアリティやホモセクシュアリティの発生のリスク要因でありうること」が結論づけられる (Dörner 1987: 176-177)¹³⁾。

さらに, Dörner はラットに対する動物実験の結果から, 人間でもホモセクシュアリティの予防と治療が可能だと考える。すなわち, 「動物実験で得られた所見が示唆したところでは, 視床下部内への性ホルモン移植あるいは視床下部の損傷によって, 少なくとも部分的には性欲動の方向を変えることができる」(1976=1983: 227-8; 邦訳 175) と, 手術を考えている。しかし, 「身体的および／あるいは心理的な性分化障害の真の原因治療は, 人間では胎生期における生殖器と／あるいは脳の臨界分化期中に唯一可能であると思われる」ので, 「胎生期の生命のできるだけ早い時期に神経内分泌性の障害を診断して予防すること」(ibid.: 228; 邦訳 175) が問題だとしている。ここで考えられているのは, アンドロゲン欠乏の男子の胎児にアンドロゲンを投与することであり, 逆にアンドロゲン濃度が非常に高い女子に抗アンドロゲン剤で治療することである (ibid.: 229; 邦訳 176)。Dörner (1978) でも, 「ホモセクシュアル男性は事実として主に女性的に分化した脳をもつという証明がなされた」(188) として, 「性機能の重要な障害が, 臨界期の視床下部の分化段階の間の遺伝的な性と性ホルモン含有量との間の不一致にもとづきうる」から, 「性特有な脳分化の時期にこの種の不一致を予防することによって, 出生前に発生した性障害の原因上の予防が将来可能だと思われる」(189-190) としている¹⁴⁾。

この Dörner の発生理論は 70 年代に研究者の間に広まる。性科学に関する事典を追うと, 64 年の『性科学・境界領域事典』(Dietz/Hesse 1964) では, ホモセクシュアリティの原因として性ホルモン説はまだ挙げられていないが, 70 年代に入ると, 『性科学』(Hesse/Tembrock 1974; Hesse/Grimm 1976) で, Dörner の研究が挙げられている。第 1 巻 (Hesse/Tembrock 1974) の「IV. 性の病理学」の「ホモセクシュアリティ」の項目で, Schnabl (1974) は, ホモセクシュアリティをその人の人格に根づいているセクシュアリティの 1 つのヴァリエーションとしているが, それでも Dörner の研究がホモセクシュアリティの予防と治療に展望を開くものだとし, 積極的に評価している。すなわち, 「ラットでの彼の実験結果がひっくりめては人間での諸関係に当てはめることができないとしても」, 「ホモセクシュアリティの出生前および出生後早期の発生条件に科学的に満足のいく説明のためのアプローチを最近提供したのは, DDR の Dörner」であり, 「ここで示唆されただけの Dörner の研究成果は, 同性愛的行動の神経内分泌学的な基礎に, これまでもっとも裏付けられた理論を提供しており, ホモセクシュアリティの因果的な予防と治療法に見込みのあるパースペクティブを切り開いた」(472) と。

Schnabl (1978) になると, ホモセクシュアリティの予防という観点から, まず Dörner の調査研究が積極的に評価される。「特別な注意はしかしホモセクシュアリティの予防に向けられねばならない。Dörner の調査研究は, 近い将来には, 胎児の臨界期の脳分化段階に妊婦の内分生物学的テストを行なうことによって, 後のホモセクシュアリティのリスクをもったケースを適時に認識し, 正しい時点でのホルモン治療によって予防することをありうるものにする」。また, 人間の衝動方向は, 大脳辺縁系の神経過程によってコントロールされるが, 「この神経過程は個人

的教育と社会的環境の要因によって規定される」から、「幼児期からヘテロセクシュアルな特徴をもった理想像を首尾一貫して発達させることで、後の性指向が——合目的な全体教育へと埋め込まれて——ノーマルな方向へと向けられるならば、若干のホモセクシュアルな発達は阻むことができる」(290)としている。さらには、こうした予防ができず、「ホモセクシュアリティがすでに固くそして治療できないほどに人格のうちに根をおろしている」場合には、「この患者に自分の違っていることにうまく対処し、それを、彼と社会にとって一番耐えることができるように自分の人生計画へとはめ込むことを助けなければならない」(ebd.)。このように、Schnablはホモセクシュアリティをその人の人格の本質的特徴ととらえながらも、他方ではホモセクシュアリティは出産前のレベルと出産後の社会的レベルにおいて基本的に予防すべきものであり、それができない場合には、社会へとうまく適合するように援助すべきだというのである。

またSzewczyk/Burghardt編『セクシュアリティ 事実、規範、社会的責任』(Szewczyk/Burghardt 1978)には、Dörner論文(1978)が載っているし、同年の健康教育国民委員会発行雑誌『健康 (Deine Gesundheit)』第2号に載せられたMisgeld/Tossetiの寄稿「ホモセクシュアリティ」では、Dörnerの論を踏まえて、ホモセクシュアリティは「遺伝という意味においては、母体内で発育する胎児の生殖腺の発達欠陥として」生得的なものであるとされる。そしてこの生得性ゆえに、「各人は、ホモセクシュアルな接触を好むという噂が広まったり知られている同僚に対する態度を修正すべきであろう」と。しかしその一方では、こうも言われる。「過去のすべての歴史的時期にホモセクシュアルな人がいたという事実は、彼らの合法的な、何人かの人の本性にふさわしい生存の証拠として、したがって彼らの正当化とみなされてはならない。こうなれば、将来においてもその人によって困惑させられた人の生活を困難にする現象に対する、科学の降伏であろう」(Grau 1995: 130より)。

80年代に入ってもDörnerの学説はDDRでは肯定的に紹介されている。例えば、ホモセクシュアリティとその解放運動に積極的な理解を示しているAresin(1983)ですら、「ホモセクシュアリティは、何ら撲滅ないし治療されねばならない病気ではない」(115)としているものの、Dörner理論を留保つきだが肯定的に紹介している。「Dörnerによれば、臨界的な胎児期における男性の胎児でのアンドロゲン不足が女性の脳分化を引き起こし、女性の胎児でのアンドロゲンの過剰が男性の脳分化を引き起こし、それがのちにホモセクシュアリティの神経分泌上(neuroendokrin)の素質となるとされる。さらに指摘されたのは、視床下部には男性と女性の性行動のための異なるニューロン構造がある(……)。動物実験にもとづくこの仮説は、——多くの点でひじょうに納得のゆくものと思われるが——それでもなお、留保なしに人間に転用できるまでにはさらなる研究と実証が必要である」(110)。

しかし、Schnabl/Starke(1984)になると、Dörnerに対する評価も冷静になり、ホモセクシュアリティ発生論の問題性にも言及している。「彼の実験と構想はたしかに、ホモセクシュアリティの発生にいたる要因の発見に内分泌学の注目に値する貢献であり、心理発生理論よりも説得的であるが、しかし専門家の世界ではまだ論争がある」(293)。その上で、ホモセクシュアリ

ティ発生論の危険性を指摘し、ホモセクシュアリティをその人の本質に属するものとしてとらえている。「しばしば、いったいホモセクシュアリティはどのように発生するのかという問いの背後には、何となく、ホモセクシュアルに責任をなすりつけたり、彼らを病気だと、もしかしたら発生上で損なわれたものだとする傾向がみられる。今日確定しているのは、たとえ原因がどこにあらうとも、ホモセクシュアリティは、(……) その担い手の本質に属するということである」(ebd.)。

(2) **Dörner 研究に対する批判** もっとも、Dörner の研究に対する批判がこれまでもなかったわけではない。すでに70年代に、Klemm (1975) がDörner の研究を批判していた。Klemm は、ホモセクシュアリティもまたまづもって医学的問題なのではなくて社会的問題であること、セクシュアリティをその生物学的生殖機能から解放したのは、人間の達成物でもあること、そして「ホモエロティックが「逸脱」だといっても、それはただ、伝統的な役割観からずれているだけである」(Brühl 2006: 112 より、Thinius 1994:81 もみよ) ことを主張している。

また、ライプツィヒ青少年研究中央研究所のKabat Vel Job (1979) も、内因性の説明アプローチ (Dörner の名をとくに挙げてはいないが) に言及し、それらのアプローチをマルクス主義にふさわしくないものとして批判し、そしてとりわけ「性役割」を反生物学主義的に歴史的に条件付けられた性特有の社会的な諸期待の総和の概念構築物だと定義する。「人間は生物学的存在であるばかりか、とりわけ社会的存在であり、社会的決定が人格としての発達をこの存在に可能にさせるのであるから、内因性の見方は性特有の行動様式の本質および発生に迫ることができない。それらの見方はマルクス主義人間観をトータルに転倒させるものである。(……) かくて「内因性で引き起こされた」性の典型的な行動様式の経験的指摘がブルジョア科学者たちによってすら反駁されえないままであるとしても、それは驚くに当たらない」(40-41)。

さらに1985年には、Opitzが非公式の自費出版雑誌『Mikado』に、DDRにおけるホモセクシュアリティに関する論文 (Opitz 1985=1988) を載せている。そこではDDRにおけるホモセクシュアルをめぐる状況が描かれ、Dörnerの非人道的な基本態度が痛烈に批判されている。Dörnerにとって重要なのは、「人間のもとでのホルモンによって条件づけられたホモセクシュアリティを撲滅すること」であり、「彼はヘテロセクシュアルな読者に、周りにホモセクシュアリティは本来あってはならないこと、ホモセクシュアリティはなくすることができることを証明しようとする努力している」(148-149)、と。なおOpitzは、後でも問題にする「ホモセクシュアルの社会への統合」についても、それはゲイ文化を犠牲にして妥協するものだと批判し、自分の文化を意識化し対置する必要性を述べている (153)。

(3) **ワークショップでのDörner評価** では、ワークショップでのDörner評価はどうであったのか。第2回ワークショップで、Dörnerの研究が検討されている。Tunsch (1989) はDörnerの研究における倫理的問題を問題にしている。Dörner (1987) の研究に対しては禁止を

求める声すら福音主義教会の会議で出されていた。Tunschは、こうした態度は「明らかに科学に敵対するおおざっぱな態度」だとして反対する。「セクシュアリティに関する科学研究は一般的にどの方向でも継続されねばならない」。しかし「性的指向を変えるという目標をもつ人間での実験と処置は、私は非人道的 (inhuman) だと考える」(140)。Tunschによれば、「高次複合的なシステムである「人間」内部で他領域との副作用ないしはよりよい相互作用もなしに、ホルモン含有量を出産前に訂正することで「ホモセクシュアリティ」を予防したり制限すること」は哲学的理由から不可能である。しかし、ここで提起されているのは、「われわれは「最上の人間」の生産——これを私は哲学的にやはり達成しえないと考えるし、そうした試みを不幸な結果を招くものだと考える——を目指して努力しようとするのかどうかという倫理的問題」(ebd.)なのである。「ある規範・基準からの逸脱を正そうとすること」で価値評価が持ち込まれること自体をTunschは問題にするのである。

もう1つTunschがDörnerの研究で問題にするのは、「ホモセクシュアルが自分の周囲とそれによってまた自分自身ともトラブルを引き起こすことがあるからといって、ホモセクシュアルな行動を医学的なやり方で減らしたりなくしたりする可能性が求められねばならないと推論すること」である¹⁵⁾。Tunschは、それは一面的で、非科学的で、その上デマゴギー的だと考える。むしろ問われるべきは、「どのような生物学的、心理的および社会的な要因をホモセクシュアリティないしはホモセクシュアルな行動がもたらすのかすでに十分に研究されたのかどうか、そしてこの問題群との社会的な取り組みが広く寛容を習得するチャンスとしてもとらえられないかどうか」(140-141)なのである。

これに対して、Stumpe/Böttger (1989)はDörnerの調査研究の方法論に限定して批判している¹⁶⁾。すなわち、第2次世界大戦中に生まれたホモセクシュアル男性がそれ以前と以後の時代に比べて有意に多く、その原因を、戦争による母親の出産前ストレスに求めた、その調査研究の方法上の問題点である。第1の批判点は、「生まれたホモセクシュアルとストレスの多い戦争期の間には因果的関連ではなくて、たんに形式上の関連があるだけ」(202)ではないかというものである。第2の問題点は、Dörnerがバイセクシュアルないしはホモセクシュアルとヘテロセクシュアルに彼らの母親の生活記録、とくに妊娠期におけるそれについて質問した調査研究に関わる。この調査で、ホモセクシュアル男性の母親のほうがヘテロセクシュアル男性の母親よりも多く、彼女たちの妊娠中の戦争に制約された決定的な出来事や体験を報告したとされる。しかし、このような体験は個人的にきわめて異なって処理されるのに、調査された母親で真のストレス反応が引き起こされたのか、あるいは体験がよいストレス (Eustress) の意味で処理されたのかは、Dörnerの方法論ではわからない(207)。また、スティグマを受けた者はしばしばそのスティグマの原因をつよく探し求めるから、母親に自分の息子のホモセクシュアル指向の考えられる理由を探すよう求めれば、その母親はヘテロセクシュアルの母親よりももっと徹底的に調べ、場合によっては何ら因果的性格もない出来事をも原因だと述べることになる(207-209)。

この報告をめぐっては討論がなされ (Schmigalla 1989: 210-213)、ここには、Dörner自身も

Stumpe/Böttger の草稿に対するペーパーでの態度表明という形で参加し、彼らの批判に答えている。この討論と先の Tunsch の批判などをあわせて見てみると、Dörner の調査研究には問題があるという点では一致がみられるものの、その批判の仕方をめぐっては、微妙な違いが見られる。例えば、Stumpe/Böttger (1989) は、Dörner の調査研究そのものは無条件に重要だと考え、彼の研究そのものは批判せず、その研究を社会的影響、心理的体験（ストレスの処理も含めて）および内分泌学的過程の関連ならびにそれらの相互作用を詳細にとらえることで、もっと展開する必要があると考えている (209)。これに対して、Grau は、Dörner の研究は規範から逸脱する行動をもつ「自然的な」所与（素質）へと還元しようとする試みではないかと、彼の研究そのものに対して懸念を表明し、セクシュアリティの社会性の方を重視している (Schmigalla 1989: 210)。Tunsch と同様に、Bosinski もまた、人間の性行動に携わる個々の科学者に対する所見・方法の議論に埋没することに反対している。むしろ、無条件にこれらの研究者の人間像、したがってまた、セクシュアリティ、その機能、人間の行動における意味等についての彼らの理解、ならびにまた彼らの「ノーマリティ」の理解をもはっきりと問うことのほうが重要だとしている (ibid.: 210-211)。

ここには、Dörner の調査研究そのものがもつ社会的意義や危険性、ホモセクシュアリティの予防と治療を必要と考える彼のホモセクシュアリティ観に対する認知に温度差があるだけではない。これらに対するホモセクシュアル当事者のアンビバレントな態度が根底にあるように思われる。一方では、当事者の Grau が指摘しているように、BRD のいくつかの病院では刑法第 176 条によって有罪とされた男性に、脳の手術が施されたが、これは Dörner の結果を引き合いにして行われていた。「1986年にまだ彼 (Dörner) は、自分の所見を裏付けるために、積極的に人間の脳の人格破壊的な手術に関わっていた」し、他の医学者は「幼児性愛的な男性での相応する効果を、同じ視床下部領域での定位的な (stereotaktisch) な手術によって」¹⁷⁾ 得てであろう (Thinius 1994: 53) と書いていた。この点で、Dörner 理論には当然激しい批判があった。しかしその一方では、ホモセクシュアリティの生物学的根拠が提示されたことでホモセクシュアル自身が自責の呪縛から解放されたという面もあった。「ゲイもまた、彼らが自分自身をなお罪責感のコンプレックスから解放しなければならないかぎりでは、Dörner の説明を喜んで受け入れた」 (ibid.: 53-54) というのである。この点で、Thinius ですら「彼を正しく評価するのは難しい」 (ibid.: 52) と述べるほどであった¹⁸⁾。

その上、DDR では、国家賞をとっていた Dörner の「唯物論的な」研究は権威をもって受け止められており、それを全面的に批判することに自己検閲と自己抑制が働いたということも考えられよう。この辺の事情を、Dörner の学者たちへの影響力の強さも含めて、Amendt (1989) は示唆している。Dörner はワークショップに出席もしていないのに、Stumpe らの方法上の批判に紙上で答えており、それがどうして会議記録に載せられたのが疑問だという。彼の考えでは、「DDR における両会議記録の編者は、何らかの者が何らかの時に何らかのところでいくつかの「方法批判的なコメント」を思わずしてしまう時には、Dörner にすでに弁明の機会を与え

るよう指示され、強要され、強制されていると思った」(21)というのである。さらに、この「Dörnerの謎めいた登場」の前史として、Amendtは次のような経緯も挙げている(ebd.)。Wernerはその著書で「AIDS問題を無理やりホモセクシュアリティの身近に置くことは許されない」と考えて、AIDS問題を手短かに著書の始めに据えておいたのに(Werner 1987: 10)、不思議なことに「補遺」でDörnerが登場し、AIDS問題とホモセクシュアルとの非科学的な関係を論じているのである。いわく、「近年ホモセクシュアル男性はヘテロセクシュアル男性よりもはるかに高い頻度で、ウイルスによって引き起こされたAIDSにかかっている。私見では、この事実は乱交の多さによってだけでは説明されず——けだし売春婦ですらかかるのはもっとまれである——、ひょっとしたらこのウイルスに対するホモセクシュアル男性の免疫系の抵抗の低さによって説明されうる」(Dörner 1987: 179)と。

もっとも、Dörnerの調査研究に対する評価にはこうした背景や要因があるとしても、自然還元主義(生物学主義)にも社会還元主義(社会学主義)にも陥らずに、トータルに人間をとらえようとする点ではワークショップの参加者の間で一致が見られる。すなわち、人間を生物・心理・社会的な統一態としてとらえようとする点では、一致が見られる¹⁹⁾。

2. ホモセクシュアルの社会的統合をめぐる

第2の論点であるホモセクシュアルの統合については、すでに見たように、意見が分かれていた。では「社会的統合」で何が含意されていたのか。まず、ホモセクシュアリティに対する差別、ホモセクシュアルの否定的な生活様式(例えば乱交)の根をどこに見るのかという点では、広く一致が見られる。すなわち、その根は、社会主義そのものにあるのではなく(社会主義には差別はない!)、それ以前の古い社会秩序にあり、それが遺物として残り続けているとされる。こうした考えは、Bach (1985)²⁰⁾にもThinius (1985=1989a)にもみられる(池谷 2013)。ホモセクシュアルなシーンにおける関係の性格特徴である排他性と競争、消費の強制と投げやりな行動、人間のモノへの退化、単なる欲求充足の手段としての人間の利用といった行動の質は、一義的には「前社会主義的発展の産物、かの諸関係の再生産条件として作り出された生活様式の特徴」であり、「社会主義では、この行動が新たな社会的関係の内容の展開を妨げている」(Thinius 1985=1989a: 44)。またこの差別は、社会主義ヒューマニズムと差別的な遺物との矛盾とも表現され、後者が前者の発展を妨げているとされる(ibid.: 31-32)。というも、社会主義では、市民は皆差異があるとしても、労働する人間として平等であるからである。Bradteもこう述べる。「社会主義社会における人間の尊厳の観念」は何よりも「市民の平等を、次の1点、もっとも重要なものにおいて表現している。すなわち、それは勤労者、労働する人間である。人間の尊厳を尊重するとは、社会主義社会では、他者を私と同等の権利を持った個人として尊重することである」(1985=1989: 65)。ここから、Bradteは「搾取と抑圧から自由な社会においてのみ労働する人間の尊厳は、その人が社会全体に対して労働しながら貢献することおよびどう労働して貢献するかによって規定されうる。その限りで社会主義における人間の尊厳には、性、国民および人種

の帰属，年齢グループ，さらにまた性的に支配的な指向に関わりなく，人間の平等が表現される」(ebd.)。またこうした認識から，ホモセクシュアルに対する差別的な遺物を取り除くことの社会的意味が，SED への戦術であるとしても，功利主義的に理解され強調される。「DDR におけるホモセクシュアルの状況の肯定的な変化が社会的に必要なのは，彼らの人格発達を社会主義的な価値と規範をわがものとし，社会主義生活様式を実現する方向へと不必要に阻まないようにするために，である」(Bsonek 1989: 60)。

しかし，ホモセクシュアルグループを特殊な集団として形成することには，異論が出される。これが第1回のワークショップでは表面に出た。そこで強調されるのが，先の労働者としての共通性・平等性（労働者階級の利害の一致）である。Bsonek が「ゲイは特殊な種類のマイノリティをなす」，「道徳的に評価されるのは，ただ2人間の関係の性格だけである」とその個人的な道徳性を強調するのに対して，Bradt はこの共通性にもとづいて，「個々人は，どの性的指向を持つかを定める可能性を意のままにしていないという事実」が出発点であるが，だからといってこの出発の思想を狭めてはならないと，注意を喚起する（1985=1989: 63）。Bradt は，同じ見地から，寛容は特定のグループに向けられずどの市民にも向けられること，またその寛容を求める働きは差異を一面的に強調することにはなく，その要求を相互理解して共通性を見つけ出し実現する点にあることを強調する。この理由から，Brandt は Bsonek に反対する。「私は，あるグループが自分の分離した利害・関心，自分の欲求，自分の特殊性を自分の考慮の対象とし，自分の活動の目標にするのは，結局建設的な態度ではないと考える。むしろ，性的選好の特殊性に寛容になることが基礎であるべきであろうし，これにもとづいて共通性が社会主義，その達成と価値を擁護することにおいて実現されるのである」(ibid.: 68)。

Thinius (1985=1989a) も同じく，ホモセクシュアルは社会主義では特殊な利害を客観的に持たないと主張する。たしかに「それなしには彼らの解放と能動的な社会的統合が可能ではない自己意識を作り出すためには，彼らは相互の公的なコミュニケーション形態を必要とする」(47) ことは認める。しかし，「ホモセクシュアルが人格を展開するのを妨げている社会的要因をなくすことへの要求において，社会的必要性和ホモセクシュアルの利害とは一致する」(45) から，「唯一ホモセクシュアルであるという共通性にもとづく分離的な組織は，長期的には解放にならずに自己満足の袋小路に陥るであろう」(47)。これが Thinius の考えであった。

第2回ワークショップでは，統合概念と統合をめぐる論争点がよく明らかになっている。Thinius (1989b) は，すでに見たように，統合の概念を個人レベルと社会レベルに分けてとらえている。Grau (1989) は，統合をめぐる諸潮流を批判的に検討しながら，社会的な統合の意味を明らかにする。そこでは，次の3つの諸潮流が批判されている(79-80)。まず「統合を，[刑法の——引用者]差別する処罰規定の破棄と同一視する見解」が斥けられる。次に，「いわばホモセクシュアルであることのうちにある特別なものを称えて，ゲイとレズビアンを厳密に隔離することに固執する」方向，いわばゲッター化の方向が批判される。社会的状況の変革は，「強制ヘテロセクシュアリティのあらゆる制限をなくすこと」に集中すべきで，重要なのは「ゲイな

らびにレズビアン²⁰の独自性が保たれ続けること」であって、「かの「異種であることの正統信仰」はホモセクシュアリティを栄光あるものとして、別の仕方²¹で戦線を固定化する危険を冒す」ことになる。最後に、「ホモセクシュアルの統合のうちに相互適応の事象を見る、広く流布した意見」が批判される。この意見は、ヘテロセクシュアルもホモセクシュアルもそれぞれがちょっと譲歩すべきで相互の歩み寄りが統合を促進すると主張するが、ここではいとも簡単に「ホモセクシュアルの統合が、彼らの吸収、社会全体に彼らが姿を消すことと等置される」。認め合うことも重要であるが、しかし何よりもホモセクシュアルの社会的参加へのあらゆる制限をなくすことが重要である。「ホモセクシュアルの男女の解放は、社会的・政治的生活への彼らの関与と参加を妨げるすべての制限が廃止されることを前提とする。それが意味するのは、ゲイとレズビアン²²の人格発達を制限するすべての要因をなくすことである。それはしかしまたそして何よりも、彼らが彼らの個人的生活を意識的に社会的生活として形成できるようにすることを意味している。豊かな個性は、他者、すなわち「国家」、党あるいはその他の社会的組織等々によって他者のために展開されうるものではない」(80)。

その一方で、Sillgeは、討論の中で、ホモセクシュアルの活動サークル「おしゃべり (Gerede)」の報告を補う形で、よく聞く「特殊利害 (Sonderinteressen) を考慮することはない」という論拠に反対して、共通利害とともに、特殊利害をも考慮する必要性を述べる。すなわち、すべての人は特殊利害を持ったグループ、時にはいくつかのグループのメンバーであり、家族と日常生活のなかでは、個々人の特別な利害が無視されることなく、調整される。それゆえ、「ホモセクシュアルとの付き合いでは、これらの市民が特別な利害を持ちそれを実現したいと思っていることを考慮しなければならない。それらの特別な利害を、いわゆる「特殊利害」だとして単純に無視することはできない」(Schmigalla1989: 107)。また同じ討論の中で、Sillgeは近年ひどく酷使されている統合概念を、ばらばらにされること (Vereinzelung) と対比しながら、個人レベルでとらえている。「ホモセクシュアルは日々ヘテロセクシュアルな市民に取り囲まれており(……)、それはホモセクシュアルな市民にとってはばらばらにされることである。そしてこのばらばらな状態をなくすことができるのは、もっぱらホモセクシュアルが自分にホモセクシュアルとして出会いそしてそう認識し、互いにコミュニケーションする時である。その時統合することができる」(ebd.)。

このように、統合をめぐることは、必ずしも意見が一致しているわけではなかった。しかし、労働者の市民として社会主義ではホモセクシュアルも同等の権利を持つから、ゲッターをつくったり特殊利害を主張せずに、社会的参加の権利を勝ち取ろうというのが当時の多数派の戦略であったと言えよう。もちろん、ここには、SEDの公式な考えでは、労働者市民としては平等であるから、特別な利害グループはありえないし、そのグループづくりは反国家的行為として承認しえないという事情が反映していることは言うまでもない²¹⁾。

3. レズビアン問題の軽視とその要因

3つ目は、ホモセクシュアルの解放と統合の問題と言いながら、ゲイの問題は取り上げられても、レズビアン問題がほとんど無視ないしは軽視されてきたことである。それはワークショップでのレズビアン問題の報告の少なさに表れている。その背後にはいくつかの要因がある。まず第1に、DDRの公共意識ではレズビアンが不在だということである。例えば、ホモセクシュアリティ研究においてレズビアンが軽視ないしは無視されている。ホモセクシュアリティのテーマに関するたいの出版物が主にあるいはもっぱら男性を問題にしたものとなっているのである。DDRではじめてホモセクシュアリティに関して公刊された1965年のFreund(1965)の本のタイトルは「男性におけるホモセクシュアリティ」であったし²²⁾、今日いくつかの大きな図書館にあるのも「ゲイの本」である(Sillge 1989: 77-78)。またSchenk/Körzendörfer(1989)によれば、5%がホモセクシュアルだとすれば約40万のレズビアンがいることになるのに、レズビアンについてはほとんど知られておらず、今あるホモセクシュアリティのテーマに関する学問的公刊物の約10%しか、レズビアン女性を扱っていない(88)。

もう1つの要因は、DDRにおける男女同権の遅れ、とりわけ家庭での男女同権の遅れであり、これがレズビアンをいっそう不利な状況に置いている²³⁾。Sillgeによると、男女同権は本質的には実現されているが、とりわけ家族の領域では、遅れが見られる。「家事労働のほぼ80%は女性がしており、男性は13%、残りは他の者がしている」が、こうした「全社会的な状況は、ホモセクシュアルな男性と女性の行動にも反映している」(78)。こうして、レズビアンは「二重の軽蔑」にさらされる。「彼女たちは女性として十分に価値あるものと見なされなかったし、ホモセクシュアルな人間とは認識されなかった」(Schenk/Körzendörfer 1989: 89)。その上、ゲイとレズビアンの間には、次のような重要な違いがみられる。1つは、レズビアンの約半分には子どもがおり、男性の平均収入よりも収入が低い。しかも家族のより多くの義務のために、家庭外の義務やレストランに行くための時間とお金がほとんどない。2つめには、異なる男女役割によって、自己像、自己価値感情、自己意識に違いがあるし、男女間には、性的感情の心理的・生理学的な体験の違いがある(Sillge 1989: 78)。

加えて、今日でも、「女性のホモセクシュアリティは過去にはけっして処罰されなかったという神話」が見られるが、そうではない。母性を称揚するナチスのもとで、数千のレズビアンが強制収容所へと連れ去られたし、戦後も1968年に第175条が削除されたかわりに第151条が導入されて、レズビアン女性も再び刑法によって脅かされることになった。どれほど多くのレズビアンが第151条で有罪判決を下されたかはわかっていない(Schenk/Körzendörfer 1989: 90-91)。このようにして、レズビアンは「目に見えない(unsichtbar)」存在とされてきたのである。

そこで、レズビアン女性の二重に軽蔑された生活状況を詳細に明らかにすることがまず必要となる。そのためにも、一方では「反ホモセクシュアルな偏見の形態と原因と同時にわが社会のさまざまな社会グループの女性像を調査研究する」ことが、他方では「DDRにおけるレズビアン女性の特長性をとらえ記述する研究」(ibid.: 92-93)が必要である。後者の研究が、Bünnig/

Büttner/Günther (1989) の調査研究「レズビアンのお愛」である²⁴⁾。これまで男性の「カミングアウト」(この言葉はDDRでは、自分がホモセクシュアルだという気づきを指す)に関する調査研究がなされてきたが、その際レズビアン女性は何度か、なぜ彼女たちの問題が調査されないのか質問した。これがこの女性の匿名アンケートを始めるきっかけとなった。

この調査研究の報告によると (ibid.: 95-97), 他の女性と「性的・性的感覚が違っていることについての予感」(カミングアウトの第1段階)は平均18.3歳で、ゲイ男性よりも約3年遅くなっている。次の段階であるホモセクシュアルな指向の確信は、平均22.9歳。他の女性との最初の性的接触体験は、22～23歳であるが、全女性の96%は、異性愛の性交経験もしている。こうした調査結果から次のことが指摘されている。①女性のカミングアウトは明らかに男性のそれとは異なるので、レズビアンの発達をゲイの発達と分けて研究する必要があること、②レズビアンであることの確信までには約4年かかっており、このことが女子・女性の人格発達に心理的な負担を長期に負わせていること、③そこで、若い世代に、生物学のおよび心理・社会的な成熟に関する知、ヘテロセクシュアリティに関する知ばかりではなくホモセクシュアリティに関する知も伝える必要があること。

おわりに

以上のように、80年代にはホモセクシュアル当事者が教会内から発してしだいに教会外でも活動するようになり、またそれにつれてそれに応答する研究や会議が開催された。こうしてホモセクシュアリティはしだいに研究者にも受容され承認されていくようになったし、性教育においても生物の教授プランで形だけでも取り上げられるようになった(池谷2013)。しかしその受容(社会的統合)は基本的には、ホモセクシュアルグループを独自の団体やグループとは認めずに、労働市民として社会主義国家へと統合しようとする、「上からの上への統合」であったという点で、限界を持っていた。

第2の限界は、Dörnerに対するアンビバレンツな評価にみられる。SED体制のもとで権威のあるDörnerの研究に対するトータルな批判が困難であった点を差し引いても、その根底にはセクシュアリティに対する生物学主義的理解があったと言えよう。

第3に、SED下での男女平等の建前のもとで、ホモセクシュアルの間ですらレズビアンの問題は隠されほとんど日の目を見なかったし、そこに存在する性別秩序や「家父長制的な思考モデル」(Laabs)はさほど取り沙汰されることなく終わった。

註

- 1) Fehr, Gerhard 1983: Zu einigen Aspekten der Entwicklung der Risikogruppe der männlichen Homosexuellen und der Risikogruppe der kriminell gefährdeten, nicht lesbischen weiblichen Jugendlichen und Jungerwachsenen in der Hauptstadt Berlin.
- 2)すでに戦後すぐの1948年9月23日に、Rudolf Klimmerは、ナチ体制被害者団体(Vereinigung

der Verfolgten des Naziregimes: VVN) に、ホモセクシュアルをナチの犠牲者として認めてほしいと申請したが、ホモセクシュアルは「ナチ体制の原理的な犠牲者」ではなかったとの理由付けで拒否されていた。Klimmer は再度 1949 年 6 月 23 に申請したが、これもまた拒否された (Brühl 2006: 98)。その後も Sillge らがこれを求めている。

- 3) 1968 年刑法改正で 175 条が削除される代わりに 151 条が導入され、14～18 歳の同性の青少年との性的関係が処罰の対象とされた。しかし、ヘテロセクシュアルの場合には、14～16 歳の青少年との性的関係が処罰の対象とされていた (149 条)。

149 条

「贈り物、利益の約束あるいは似たような仕方でも道徳的な未熟さを利用して……」14 歳から 16 歳の青少年と性交や性交に似た行為が行われた場合には、2 年以下の自由刑か保護観察処分 (3 年後に時効)

150 条

依存関係や保護関係を利用して、

(1) 14 歳から 16 歳の青少年が性的行為へと虐待される場合

(2) 16 歳から 18 歳の青少年が性交ないしは性交に似た行為へと虐待される場合には、3 年以下の自由刑か保護観察処分 (刑法 82 条により 8 年後には時効)。

151 条

「14 歳から 18 歳の青少年とホモセクシュアルな行為が行なわれた場合には」、3 年以下の自由刑か保護観察処分 (刑法 82 条により 8 年後には時効)。

- 4) こうした自己了解は、Thinius (1994: 29) によると、1988 年の最後の研究構想にも見られる (Interdisziplinäre Arbeitsgruppe „Homosexualität“ (IAH) Konzeption der Forschung bis 1995, unveröff.). そこにはこう書かれていた。「ホモセクシュアリティの学際的探究は、われわれの社会のさらなる発展に対する必要な理論的、実践効果的なそして直接に実践的な貢献をめざす。革命的な経済的、政治的および精神的・文化的な変化は、本質的に、社会的有機体としての発達した社会主義社会の形成の内容をなす。その目標は万人の自由な発達に方向づけられた、各人の自由な発達であり、中心的な手段は包括的な集中化である。(……) これによって社会的主体性ならびに個人の主体性の形成能力に対する新たな要求がたてられる」。
- 5) セクション「結婚と家族」の設立経緯と取り組みについては、池谷 (2009) 参照。
- 6) DDR では、発達途上で一時的に生じる「発達期にあるホモセクシュアリティ」と「真正なホモセクシュアリティ」「中核ホモセクシュアリティ」「本質的なホモセクシュアリティ」が区別される (例えば Aresin 1983: 113-114; Schnabl/Starke 1984: 290-291)。
- 7) 第 1 回ワークショップの会議の主要な報告は Amendt (1989) に収められ、第 2 回ワークショップの報告は Schmigalla (1989) として出され、その主要な報告も Amendt (1989) に収められている。1985 年の第 1 回会議 (Aresin/Gesellschaft Sozialhygiene 1986) および 1990 年の第 3 回会議の記録 (Günther 1991) は未見である。そこで出された「共同宣言」は、Grau (1990: 224-225) に収められている。
- 8) 「われわれは DDR 保健衛生省のところで、わが国のためにこれ [疾病リストからの削除——筆者] を講じるよう指示して欲しいという提案をし、Günther 教授は、ホモセクシュアリティが何ら病気ではない理由を詳細に述べた」(Bach 1989a: 7)。なお WHO がホモセクシュアリティを疾病リストから外したのは 1992 年である。
- 9) この点については、Tunsch (1989) も指摘している。「たいていの公共の科学的な図書館には、性科学的な文献に関するかなり広範な利用制限が存在する」(142-143)。
- 10) Brühl, Olaf.: Der Beobachter sieht nichts. Aspekte zur psychosozialen Situation der Homosexualität.
- 11) 1968 年刑法 140 条全文は以下の通りである。「ある人を、他の民族、他の国民あるいは人種の帰属のゆえに傷つけたり誹謗したりする者は、2 年以下の自由刑、保護観察付き有罪判決、罰金刑ないしは

公共の譴責に処せられる」。

- 12) Dörnerの邦訳書(1983)の著者紹介によると、彼は1965年には東独国家賞を受賞しており、1971年には日本内分泌学会の地方会で特別講演するために来日している。
- 13) Dörner, G. u. a. (1980); Dörner, G. u. a. (1983)も参照。
- 14) BRDでは、Dörnerの研究にもとづいて手術による男性の治療が実際に行なわれた(Levey 1996=2002: 127)。LeveyはDörner(翻訳では「ダーナー」と表記)の研究とそれに対する冷静な評価を行なっている。
- 15) ここでTunschが引き合いに出しているのは、Dörner(1972)およびDörner(1987)である。
- 16) ここでは、Dörner(1980)およびDörner(1983)が検討されている。
- 17) Hinz, G, Dörner, G. 1986: Die Bedeutung von Hormon für die geschlechtsspezifische Gehirndifferenzierung un die Teratopsychophysiogenese. *Zeitschrift für Psychologie*, Nr. 3, S. 296.
- 18) このことは、ジェンダーやセクシュアリティをめぐる本質主義か社会構築主義かの今日的な見直しの議論に関わる問題である。さしあたり、市野川が、ホモセクシュアリティを自然的に基礎づけたマグヌス・ヒルシュフェルトの主張の意義に関して述べた問題提起を参照(檜垣立哉・春日直樹・市野川容考 2013: 31-32)。
- 19) DDRにおけるDörnerに対する曖昧な態度とは反対に、BRDでは、すでに1981年にDörnerに対する性科学者たちの批判的声明が出されている(Dannecker/Schmidt/Schorsch/Sigusch 1981)。Danneckerらは、Dörnerの仮説を1つ1つ科学的に批判して、総括的にこう述べている。

戦争という精神的、社会的な例外状況をホルモン事象へと還元することは、Dörner自身が彼の〈自然科学的な論証〉の根拠(Haltbarkeit)を疑っていることを抱かせる。その論証の乏しさは明らかに粗野な社会生物学主義へと遡求することによって食い止められることになる。しかしこれによってDörnerの論拠はけっしてより科学的なものにはならない。この点にこそ、Dörnerのホモセクシュアリティのテーマに関するすべての実験がどれほど、ホモセクシュアリティが食い止められねばならないとする社会的偏見と結託しているかが明白になる。この偏見はいわば、彼の研究に対する、現われてはこない注文主として働いている。このことは一方では、彼がホモセクシュアリティを疾病とする周知の分類について何ら弁明していないことに読み取ることができる。むしろそれ自体健康と見なされるヘテロセクシュアルを一般的に病理と見なされるホモセクシュアルと区別する決まり文句のレベルで扱われる。(中略)

これに対して、あるホモセクシュアリティ理論の基本的な命題、すなわち、〈ホモセクシュアリティ〉はまず何よりも人類学的カテゴリーであるという命題が思い出されねばならない。かかるものとしてホモセクシュアリティは、人間の素質のうちに用意されている1つの行動可能性を特徴付けている。〈ホモセクシュアリティ〉はそれゆえにはっきりとしたホモセクシュアルな人間だけではなく、すべての人間に関わっている。

明白なホモセクシュアリティは、それはそれである人格構造と見なされねばならないのであって、ある人物やある病気の徴候とみなされてはならない。それゆえまた明白なホモセクシュアリティは全人格としてのある個人を危険に貶めずには、なくすことができない。(276-277)

- 20) Bach(1989a:10)でも、ホモセクシュアルを含めた偏見は古い上部構造のきわめて根強い部分とされているし、Bach(1989b: 18)でも、ホモセクシュアルに対する偏見の根は前社会主義的社会秩序にあるとされる。
- 21) 70年代におけるホモセクシュアルの自助グループづくりをめぐる当局の否定的な態度については、Sillge(1991)参照。
- 22) この著書は大衆向けのものでなく科学者向けのものであり、著者はチェコスロバキアの医者であった。そこではホモセクシュアリティが「精神病質(Psychopathie)」と見なされ、刑罰の代わり

にヘテロセクシュアリティへと方向転換させるセラピーが勧告されていた (Brühl 2006: 104). Sillge は Freund の著書の出版を 1965 年としているが, より正確にはその初版は 1963 年である. なお, DDR ではすでに 1958 年に, Klimmer が著書《Die Gleichgeschlechtliche Liebe》を DDR で公刊しようとしたが, 出版社は印刷の認可を国家から得られなかった. そのため同じ年に《Die Homosexualität als biologisch-soziologische Zeitfrage》というタイトルで BRD から公刊せざるをえなかった (Brühl 2006: 98-99).

23) 家庭での女性差別については, 池谷 (2012) も参照.

24) アンケートは, 雑誌『週刊ポスト (Wochenpost)』で女性パートナーを探している女性たちに送られ, 回収率は約 4 ないしは 5 分の 1, 回答数は女性 71 人であった (Bünnig/Büttner/Günther 1989: 97).

引用文献

- Amendt, Günter 1989: Vorwort: So zu sein, wie wir sind. In: Amendt (Hrsg.) 1989, S. 11-28.
- Amendt, Günter (Hrsg.) 1989: Natürlich anders. Zur Homosexualitätsdiskussion in der DDR. Pahl-Rugenstein Köln.
- Aresin, Lykke 1983: Die Sexualität des Menschen. In: Aresin, Lykke/Günther, Erwin (Hrsg.): Sexualmedizin. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin, S. 13-30.
- Aresin Lykke/Gesellschaft Sozialhygiene der DDR Sektion Ehe und Familie 1986: Psychosoziale Aspekte der Homosexualität: Gemeinschaftstagung der Sektion Ehe und Familie der Gesellschaft Sozialhygiene der DDR und der Sektion Andrologie der Gesellschaft Dermatologie der DDR am 28. Juni 1985. Veröffentlichung der Friedrich-Schiller Universität Jena. Friedrich-Schiller-Universität, 1986.
- Bach, Kurt R. 1985: Homosexualität- Gesellschaft- Sexualerziehung. *Biologie in der Schule*, 34 (1985) 12, S. 486-492.
- Bach, Kurt R. 1989a: Begrüßung und Eröffnung. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 7-11.
- Bach, Kurt R. 1989b: Zu einigen aktuellen Fragen der Sexualerziehung in der DDR. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 16-25.
- Bach, Kurt R. und Thinius, Hubert 1989: Die strafrechtliche Gleichstellung hetero- und homosexuellen Verhaltens in der DDR. *Zeitschrift für Sexualforschung*, Jg. 2, Heft 3, S. 237-242.
- Beschluß des Vorstandes der Sektion „Ehe und Familie“ der Sozialhygienischen Gesellschaft der DDR vom 5.3.1985 über die Behandlung der Probleme Homosexueller in den Ehe- und Sexualberatungsstellen. In: Sillge 1991, S. 142-148.
- Bradte, Wolfgang 1985=1989: Homosexualität, Menschenwürde und Toleranz im Sozialismus. In: Amendt (Hrsg.) 1989, S. 63-69.
- Brühl, Olaf 2006: Sozialistisch und schwul. Eine subjective Chronologie. In: Setz (Hrsg.) 2006, S. S. 89-152.
- Bsonek, Dietmar 1989: Individualität und Freiheit – Gedanken zu aktuellen Fragen der Emanzipation der Homosexuellen in der DDR. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 61-74.
- Bünnig, H., J. Büttner und E. Günther 1989: Einige erste Ergebnisse der Forschungsstudie "Lesbische Liebe". In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 95-98.
- Dannecker, Martin/Schmidt, Gunter/Schorsch, Eberhard/Sigusch, Volkmar 1981: Stellungnahme zu den Forschungen des Endokrinologen Prof. Dr. Günter Dörner zum Thema Homosexualität. *Sexualmedizin*, 3 (1981), S. 110-111. In: Setz (Hrsg.) 2006, S. 273-278.
- Dietz, Karl/ Hesse, Peter G. (Hrsg.) 1964: Wörterbuch der Sexuologie und Ihrer Grenzgebiete. Greifenverlag Rudolstadt.
- Dörner, Günter 1972: Sexualhormonabhängige Gehirndifferenzierung und Sexualität. Jena.

- Dörner, Günter 1976: Hormones and Brain Differentiation. Elsevier Scientific Publishing Company, Amsterdam. = 1983『脳の分化と性ホルモン』神谷正明/高津光洋訳, サイエンス社.
- Dörner, Günter 1978: Hormonabhängige sexuelle Fehlsteuerung. In: Szweczyk/Burghardt (Hrsg.) 1978, S. 185-191.
- Dörner, G. u. a. 1980: Prenatal stress as possible aetiogenetic factor of homosexuality in human males. *Endokrinologie*, 75 (1980), pp. 365-368.
- Dörner, G. u. a. 1983: Stressful events in prenatal life of bi- and homosexual men. *Exper. Clin. Endocrinol.* 81 (1983), pp. 83-87.
- Dörner, Günter 1987: Hormonabhängige Gehirnentwicklung und Homosexualität. In: Werner 1987, S. 175-180.
- Forderungskatalog weltlicher Lesben- und Schwulengruppen zur weiteren Integration und Gleichstellung homosexueller Bürger. 1989. In: Sillge 1991: 175-177.
- Für Anerkennung und Gleichberechtigung von Lesben und Schwulen. Grundsätze und Maßnahmen Juni 1989. In: Grau (Hrsg.) 1990, S. 211-218.
- Gemeinsame Erklärung der Teilnehmer der 3. Tagung »Psychosoziale Aspekte der Homosexualität« 1990. In: Grau (Hrsg.) 1990, S. 224-225.
- Grau, Günter 1989: Aspekte der gesellschaftlichen Integration homosexueller Männer und Frauen. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 75-84.
- Grau, Günter 1995: Sozialistische Moral und Homosexualität. In: Grumbach, Detlef (Hrsg.): Die Linke und das Laster. Schwule Emanzipation und linke Vorurteile. Männerschwarm Skript Verlag Hamburg, S. 85-141.
- Grau, Günter (Hrsg.) 1990: Lesben und Schwule – Was nun? Chronik – Dokumente – Analyse – Interviews. Dietz Verlag Berlin.
- Günther, Erwin 1989: Schlußwort. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 228-229.
- Günther, Erwin 1991 (Hrsg.): Psychosoziale Aspekten der Homosexualität: III. Workshop der Sektion Andrologie der Gesellschaft für Dermatologie der DDR and der Sektion Ehe und Familie der Gesellschaft für Sozialhygiene der DDR am 3. Februar 1990 in Jena, Friedrich-Schiller-Universität Jena, 1991.
- Haase, J. 1989: Erfahrungen bei der Organisierung des Zusammenwirkens gesellschaftlicher Kräfte zur Überwindung von Vorurteilen gegenüber Homosexuellen. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 114-119.
- Hesse, Peter G./Tembrock, Günter (Hrsg.) 1974: Sexuologie. Band I. Hirzel Verlag Leipzig.
- Hesse, Peter G./Grimm, Hans (Hrsg.) 1976: Sexuologie. Band II. Hirzel Verlag Leipzig.
- Hesse, Peter G./Harig, Georg/Kaul, Friedrich Karl/Kuckhoff, Armin-Gerd (Hrsg.) 1979: Sexuologie. Band III. Hirzel Verlag Leipzig.
- Kabat Vel Job, Otmar 1979: Geschlechtsspezifische Einstellungen und Verhaltensweisen bei Jugendlichen. Volk und Wissen Berlin.
- Klemm, Peter 1975: Typisch männlich – Ist das wirklich so einfach? *Für Dich*, 40/1975.
- Klimmer, Rudolf 1969: Die Situation in der DDR. In: Italiaander, Rolf (Hrsg.): Weder Krankheit noch Verbrechen. Plädoyer für eine Minderheit. Gala Verlag Hamburg 1969, S. 274-276.
- Levy, Simon 1996=2002: The Use and Abuse of Research into Homosexuality. = 2002『クィア・サイエンス 同性愛をめぐる科学言説の変遷』伏見憲明監修, 玉野真路・岡田太郎訳, 勁草書房.
- Oberstes Gericht, Urteil vom 11. August 1987. – 3 OSK 13/87. *Neue Justiz*, Nr.11, 1987, S. 467-468.
- Opitz, Detlev 1985=1988: Wie anders denn? In: Kolbe, Uwe/Trolle, Lothar/Wagner, Bernd (Hrsg.): Mikado oder Der Kaiser ist nackt. Selbstverlegte Literatur in der DDR. Luchterhand Literaturver-

- lag Darmstadt 1988, S. 147-164.
- Positionspapier des Interdisziplinären Arbeitskreis Homosexualität der Humbolt-Universität Berlin 1985. In: Sillge 1991, S. 149-165.
- Schenk, Ch. und M. Körzendörfer 1989: Zu einigen Problemen lesbischer Frauen in der DDR - Ursachen und Konsequenzen. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 88-94.
- Schmigalla, H. (Hrsg.) 1989: Psychosoziale Aspekte der Homosexualität II. Workshop der Sektion Andrologie der Gesellschaft für Dermatologie der DDR und der Sektion Ehe und Familie der Gesellschaft für Sozialhygiene der DDR am 23. April 1988. Friedrich-Schiller-Universität Jena.
- Schnabl, Siegfried 1974: Die Homosexualität. In: Hesse/Tembrock (Hrsg.) 1974, S. 450-479.
- Schnabl, Siegfried 1978: Mann und Frau intim. 10./11., unveränderte Auflage, VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin.
- Schnabl, Siegfried und Kurt Starke 1984: Homosexualität. In: Starke, Kurt/Friedrich, Walter 1984: Liebe und Sexualität bis 30. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften Berlin, S. 290-305.
- Setz, Wolfram (Hrsg.) 2006: Homosexualität in der DDR. Materialien und Meinungen. Männerschwarm Verlag.
- Sillge, Ursula 1989: Zur psychosozialen Situation der Lesben in der DDR. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 70-80.
- Sillge, Ursula 1991: Un-Sichtbare Frauen. Lesben und ihre Emanzipation in der DDR. Links Druck Verlag Christoph Links Berlin.
- Stapel, Eduard 1985=1989: Zur psychosozialen Situation der Schwulen in der DDR. In: Amendt (Hrsg.) 1989, S. 81-92.
- Stumpe, H. und F. Böttger 1989: Methodenkritische Bemerkungen zu Dörners Untersuchungen "Pränataler Streß als möglicher ätiologischer Faktor der männlichen Homosexualität" In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 201-209.
- Szewczyk, Hans/Burghardt, Horst (Hrsg.) 1978: Sexualität. Fakten, Normen, gesellschaftliche Verantwortung. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin.
- Thinius, Bert 1985=1989a: Zu Fragen der Persönlichkeitsentwicklung Homosexueller im Sozialismus. In: Amendt (Hrsg.) 1989, S. 31-48.
- Thinius, Bert 1989b: Individualitätsforschung als notwendiger theoretischer Beitrag zur produktiven sozialen Integration Homosexueller im Sozialismus. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 51-60.
- Thinius, Bert 1994: Aufbruch aus dem grauen Versteck. Ankunft im bunten Ghetto? In: Starke 1994: Schwuler Osten. Homosexuelle Männer in der DDR. Christoph Links Verlag Berlin, S. 11-90.
- Thinius, Bert 2006: Erfahrungen schwuler Männer in der DDR und in Deutschland Ost. In: Setz (Hrsg.) 2006, S. 9-88.
- Tunsch, Th. 1989: Zur wissenschaftlichen Beschäftigung mit Homosexualität. In: Schmigalla (Hrsg.) 1989, S. 139-144.
- Werner, Reiner 1987: Homosexualität. Herausforderung an Wissen und Toleranz. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin.
- 檜垣立哉・春日直樹・市野川容考 2013: 「〈座談会〉来るべき生権力論のために」, 『思想』(岩波書店), No. 1066.
- 池谷壽夫 2009: 「DDRにおける妊娠中絶の歴史的展開」, 『日本福祉大学研究紀要現代と文化』(日本福祉大学福祉社会開発研究所) 第120号, 2009年12月, pp. 73-105.
- 池谷壽夫 2012: 「社会主義人格の全面的発達, 女性・家族政策と性教育——70年代DDRにおける性教育(その1)——」, 『日本福祉大学社会福祉論集』第127号, 2012年9月, pp. 1-44.
- 池谷壽夫 2013: 「性的健康とパートナーシップのための性教育——80年代DDRにおける性教育の特徴と

80年代におけるDDRのホモセクシュアル解放をめぐる取り組みとその問題点

問題点」、『日本福祉大学社会福祉論集』第129号, pp. 59-98.